

動物愛護推進員などの

活動事例集



目 次

はじめに

1 自治体が推進員に依頼している活動	1
(1) 動物愛護週間行事等	
ア. ① 山梨県動物愛護デー ② 県民の日記念行事〔山梨県〕	2
イ. 糞看板コンクール〔兵庫県〕	3
ウ. みやざき愛犬まつり2004〔宮崎県〕	4
(2) 動物の譲渡活動	
ア. 民間ボランティアと行政が協力して行う犬の譲渡への参加〔東京都〕	5
イ. 子犬の譲渡会〔福岡県〕	6
ウ. 事前訪問調査「ワンワン譲渡会」〔神戸市〕	7
エ. 犬の譲渡会事前説明会及び譲渡後のしつけ相談会〔姫路市〕	9
(3) しつけ方教室	
ア. 一般市民を対象とした犬のしつけ教室〔茨城県〕	10
イ. 動物愛護指導センターでの「犬のしつけ方教室」の実施〔栃木県〕	11
ウ. 犬の問題行動に対する助言〔東京都〕	12
エ. 県下2会場での「犬のしつけ教室」の実施〔香川県〕	13
オ. 犬のしつけ方教室〔福岡県〕	14
カ. 犬のしつけ方教室〔宇都宮市〕	15
(4) 動物ふれあい活動の実施	
ア. 重症心身障害者への「動物介在活動」〔埼玉県〕	16
イ. 動物愛護のテレビ番組への協力〔東京都〕	18
ウ. かかわり方教室〔兵庫県〕	19
エ. 小学校における適正飼養等の普及活動〔福岡県〕	20
(5) 講演会の開催	
ア. 環境博覧会すぎなみ2003 ワンニャンシンポジウム「ねこの飼い方」講習会〔東京都〕	21
イ. 「人と動物の共生の集い2005」〔京都府〕	22
ウ. ねこと暮らそう〔兵庫県〕	23
エ. 「犬と楽しく暮らそう！」講習会の開催〔兵庫県〕	24
(6) 個体識別についての指導・助言	
ア. 個体識別に対しての指導・助言〔東京都〕	25

(7) 地域における意見交換会の実施	
ア. ネットワークづくりを推進する会議への出席〔東京都〕	27
イ. 動物愛護推進員座談会（主催：県厚生センター及び富山市保健所）〔富山県〕	28
ウ. ねことの付き合い方教室〔神戸市〕	29
エ. ニャンニャンフォーラム（第1回～第3回）〔熊本市〕	30
(8) 動物愛護に関する普及啓発資料の配布（チラシ配り）	
ア. 普及啓発資料の配付〔富山県〕	32
イ. 譲渡の際のチラシ配布〔北九州市〕	32
(9) 行政に対する意見・提案の聴取	
ア. 杉並区動物対策連絡会 委員（平成15年～現在）	
区内在住推進員と獣医師会代表者に対し区が委嘱〔東京都〕	33
イ. 人と動物の共生を考える懇談会 委員 懇談会内「起草委員会」 委員〔東京都〕	34
(10) 動物感染症サーベイランス事業	
ア. 動物感染症サーベイランス事業〔京都府〕	36
(11) ホームページ作成	
ア. 動物愛護情報提供事業〔福岡県〕	38
(12) ドッグウォーク（犬を散歩させながら公園等の糞を清掃）	
ア. ドッグウォーク〔宇都宮市〕	40
(13) 適正飼養の指導・助言	
ア. 学校獣医師設置モデル校事業地域ボランティア〔茨城県〕	41
イ. 2005とちぎ動物愛護フェスティバルにおける「動物なんでも相談」の実施	
（平成17年度より実施）〔栃木県〕	43
ウ. 保健所からの依頼を受けて電話相談〔東京都〕	44
エ. 糞尿被害に関する助言〔東京都〕	45
オ. 動物の正しい飼い方普及月間〔長野県〕	46

2 推進員が自発的に行う活動 47

(1) 適正飼養の指導・助言	
ア. 小学校での動物愛護についての講話〔東京都〕	48
イ. 知人からの紹介で電話相談	
（ドッグランで犬がケンカ、自分の犬が相手の人をかんだ）〔東京都〕	49
ウ. ドッグランでの適正飼養の普及〔東京都〕	50
エ. 集合住宅における適正飼養の助言〔東京都〕	53
オ. 自宅集合住宅内 ペット飼育会の管理〔大阪府〕	54
カ. 集合住宅でのペット飼養に関する話し合い〔大阪府〕	55
キ. 登録、狂犬病予防注射の実施、愛犬のしつけ方教室のチラシの配布、犬・ねこ不妊	
・去勢手術の推進〔松山市〕	56

ク. 適正飼養に関するホームページの作成〔全国〕	58
(2) しつけについての指導・助言	
ア. しつけに関するアドバイス〔北海道〕	59
イ. 犬のしつけ方教室〔埼玉県〕	60
ウ. 「しつけ方」教室の開催〔愛媛県〕	62
(3) 動物ふれあい活動	
ア. 小学校の動物愛護啓発活動〔茨城県〕	63
イ. 老人保健施設への訪問活動（市や施設からの依頼による）〔茨城県〕	64
ウ. 動物介在活動〔長野県〕	65
エ. 小学校4年生（3クラス）対象 「“命”の授業」〔大阪府〕	66
オ. 小学校での「ふれあい」教室の実施（愛媛県獣医師会主催）〔愛媛県〕	67
カ. 動物介在活動の普及〔愛媛県〕	68
キ. 動物愛護教室〔福岡県〕	69
ク. ふれあい教室の開催〔宇都宮市〕	70
(4) 講演会・講習会の開催	
ア. 講演会《災害時のペットの避難について》—新潟震災での経験を語る—〔埼玉県〕	71
イ. 動物飼養者有志による勉強会の実施〔東京都〕	73
(5) 地域における意見交換会の実施	
ア. 放し飼いねこ、野良ねこの糞害聴き取り調査〔東京都〕	74
(6) 繁殖制限の指導・助言	
ア. 繁殖制限の指導・助言〔京都府〕	75
(7) 動物の選定に関する助言	
ア. 飼い主になろうとする者に対する、動物の選び方の相談対応〔東京都〕	76
(8) ドッグウォーク・糞回収	
ア. 道路・公園などの放置糞の清掃〔東京都〕	77
イ. 道路・公園での糞拾い〔東京都〕	78

3 協議会の活動 79

(1) 推進員の委嘱の推進	
ア. 北海道動物愛護推進協議会〔北海道〕	80
イ. 動物愛護推進協議会（協議会支部を含む）会議の開催〔福岡県〕	82
(2) 推進員の活動支援・助言	
ア. パンフレット・適正飼養啓発看板の作成〔岐阜市〕	84
(3) 講習会の実施等、推進員の教育	
ア. 動物愛護推進員研修の実施〔東京都〕	86
イ. 動物適正飼養講習会の案内〔岐阜市〕	88

(4) 推進員の活動のためのマニュアル・資料の作成	
ア．大阪府動物愛護推進協議会推進員活動検討部会の開催〔大阪府〕	89
(5) 推進員情報交換の場の提供	
ア．動物愛護推進員活動内容検討会〔熊本市〕	91
(6) イベント開催	
ア．アニマルハートフル（パネル展示他）〔熊本市〕	93
(7) 施策の実施状況の評価	
ア．東京都動物愛護推進総合基本計画の評価〔東京都〕	95

おことわり

※ 各自治体、推進員から報告をいただいた原文のうち、字句の統一の為、特に内容に影響を与えない範囲で、校正させていただきました。

例) 猫・ネコ → ねこ
飼育 → 飼養
動愛法 → 動物愛護管理法
避妊・去勢 → 不妊・去勢 など

はじめに

平成11年に「動物の保護及び管理に関する法律」が改正された際、「動物愛護推進員」についての事項が定められましたが、平成16年度末現在、全国95自治体（都道府県、政令市、中核市）のうち愛護推進員が委嘱されているのは25自治体（推進員約1800名）に留まっています。また、委嘱が行われていても、推進員の活用方策がわからない等の理由により、必ずしも活発な活動が行われていないという実情があります。

また、平成17年に改正された「動物の愛護及び管理に関する法律」では、環境大臣が動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本指針を定め（第5条）、各都道府県においては、この基本指針を受け、「動物愛護管理計画」を定めなければならないこととされました。動物愛護管理計画の中には、基本指針等と共に動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備（国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む）に関する事項等を定めなければならないとされました（第6条）。

基本指針ならびに動物愛護管理計画に則り、動物の愛護及び適正な飼養管理の普及推進を円滑に進めるためには、行政、獣医師会、ペット関連事業体、動物愛護団体や地域住民などが、互いに信頼を持って話し合いをする場の設置、ならびに広く民間の動物の愛護の推進に熱意を持つ人材と能力の積極的活用が求められるところです。

この事例集は、各都道府県等動物愛護推進協議会ならびに動物愛護推進員について、平成16年5月に環境省が行った調査の中で、動物愛護推進員が委嘱されている自治体において、推進員の活動内容について報告があった事項について、再度詳細にわたって自治体および推進員双方から具体的な事項を調査しまとめたものです。今後、協議会設置、推進員の委嘱を検討しておられる自治体はもとより、現在、委嘱を行っている自治体におかれましても、推進員の活動をより円滑に推進するための参考資料として活用いただければ幸いです。

1

自治体が推進員に 依頼している活動

(1) 動物愛護週間行事等

山 梨 県

活 動 事 例 (事 業 名)	① 山梨県動物愛護デー ② 県民の日記念行事	
目 的	動物愛護と適正飼養の普及啓発	
活 動 内 容	日 時 ・ 期 間	① 動物愛護デー 平成17年 9 月23日 (金) ② 県民の日記念行事 平成17年10月29日 (土)、11月12・13日 (土・日)
	場 所	① アイメッセ山梨 ② 吉田会場 (10/29)、甲府会場 (11/12・13)
	参加推進員数	① 33名 ② 22名 (獣医師・看護師・会社員・主婦等)
	対 象 者 数	① 1,950名 ② 908名
	活 動 内 容	
	動物の虐待事例や適正飼養についての「パネル展示」、木片やプラスチックによる「動物ペンダントの作成」、「アジリティーに挑戦」、「ふれあい相談会」、「動物クイズ」等	
経 費 等	① 1,089 (千円) ② 77 (千円)	
成 果	イベントの性格上、親子連れが多かったが、楽しいだけのイベントではなく、パネル展示などによりしっかりとした問題提起もでき、目的に合致したイベントとなりました。 また推進員活動としては、クイズの解答説明や、ふれあい・相談コーナーでの相談者への接し方、対応の仕方や、実際に飼養者がどんなことに悩んでいるのか等について経験を積むことが出来たと思います。 さらに、2回目の推進員委嘱を7月に行ったばかりであったので、準備等を通して推進員同士、また、行政担当者と推進員のコミュニケーションが図れました。	
留 意 点 (苦勞した点)	各推進員の役割分担や、推進員同士または推進員と行政担当者との連絡が不十分なところがあり、推進員を戸惑わせてしまったところがあります。 実際にどのくらい説明や相談に推進員が対応できるのか不安がありましたが、グループで対応することにより、お互いをカバーしながら説明や相談が出来ました。	
今後の課題、 行政に望むこと等	連絡や役割分担の確立と推進員のレベルアップです。	

兵 庫 県

活 動 事 例 (事 業 名)	糞看板コンクール	
目 的	平成14年度以来地域で実施してきた糞処理に関するマナーアップへの取組みの一環として展開しています。	
活 動 内 容	日 時 ・ 期 間	平成16年11月21日（日）（平成16年9月～企画会議2回）
	場 所	兵庫県加古川市民会館
	参加推進員数	4名（愛玩動物飼養管理士2名、動物園関係者1名、一般1名）
	対 象 者 数	2,000名
	活 動 内 容	
	糞の放置等マナーに関する啓発看板を県内全市町に応募依頼するとともに、インターネットでも収集することとしました。 とくに、推進員の活動として県主催の動物愛護フェアで、来場者の受付、投票依頼のパートを受け持ち、票集計と三賞の選定も担当しました。	
経 費 等	資料印刷費 2,000円 報 償 費 @5,000円×3名	
成 果	従来見過ごしがちな啓発看板を、楽しみながら審査するという設定により、改めてそれを積極的な眼で見るという機会をつくることができました。	
留 意 点 (苦労した点)	・市町からの積極的応募が得られにくかったことです。 ・イベントの浮いた雰囲気の中で、来場者にどれだけ構えることなく、しかし前向きに参加できるプログラムを構築するかという点です。	
今後の課題、 行政に望むこと等	・地勢的な特徴を踏まえつつ、継続的に実施することです。 ・「狭く」でも「深く」にコンセプトを掲げた事業プランの構築です。	

宮 崎 県

活 動 事 例 (事 業 名)	みやざき愛犬まつり2004	
目 的	動物愛護管理法第4条の規定に基づき、動物愛護にふさわしい行事を実施することにより、人と動物が共生する住みよい地域社会の確立を図ります。	
活 動 内 容	日 時 ・ 期 間	平成16年11月6日(土)
	場 所	みやざき臨海公園 多目的広場
	参加推進員数	4名(獣医師1名・自営業1名・主婦2名)
	対 象 者 数	3,500名
	活 動 内 容	
	この行事は平成10年度より実施しており、推進員には平成16年度からそのお手伝いを依頼しています。実施内容は、子犬の譲渡会、愛犬のしつけ方教室、愛犬との運動会、動物とのふれあいコーナー、動物の健康管理アドバイスコーナーなどです。子犬の譲渡会では、80名の希望者に保健所の職員が対応し、推進員が子犬の受付と譲渡会会場での動物の管理を担当しました。結果、子犬は21頭中15頭が譲渡されました。愛犬のしつけ方教室では、行政がドッグトレーナーの藤井聡氏に講師を依頼し、推進員は会場の整理をしたり、県の動物愛護指導員とともに参加者の質問に答えたりしました。愛犬との運動会では、当日犬連れの人たちに声をかけて参加してもらい、推進員はゲーム、ボール投げ、景品配りを担当しました。動物とのふれあいコーナーでは、フェニックス自然動物園からヤギ、ウサギ、モルモット計15頭を借り、推進員は参加者に抱き方を教えたり、聴診器を渡したりしました。動物の健康管理アドバイスコーナーは県獣医師会が主催し、開業獣医師5名(うち1名が推進員)が担当しました。	
経 費 等	944千円(うち、推進員に支払った費用：無)	
成 果	各種活動を通じて、動物愛護思想の浸透をはかることができました。次年度も参加したいという声が多く聞かれました。	
留 意 点 (苦勞した点)	特に愛犬との運動会における競技内容について苦慮しました。また、雨天時の代替会場の手配に苦慮しました。	
今後の課題、 行政に望むこと等	効率的な集客を行う必要があると考えます。他のイベントと日程的に重なりあう時期でもあり、開催時期についても再考する必要があります。	

(2) 動物の譲渡活動

東京都

活動事例 (事業名)	民間ボランティアと行政が協力して行う犬の譲渡への参加	
目的	来場者への適正飼養の普及や動物の適切な管理です。	
活動内容	日時・期間	毎月第4日曜日 午前10時～正午
	場所	町田境川クリーンセンター
	参加推進員数	4名
	対象者数	50名程
	活動内容	
	当初は3つのボランティア団体がレスキューした犬の譲渡活動を行っていましたが、現在は町田市（以下、市）と共同で実施しています。最近では団体のみの参加ではなく、飼養継続ができなくなった一般飼い主も参加しています。一般飼い主の申込みについては市が窓口となり、やむを得ない事情と市が判断した場合にこの譲渡の参加が認められています。同会場の屋内ではねこの譲渡も行っています。 譲渡会における推進員の活動としては、来場者に適正飼養を普及したり（担当推進員はしつけインストラクター・ペットシッター・1級愛玩動物飼養管理士の資格保持者）、来場者を誘導したり、譲渡のための動物の生体管理があります。 飼い主候補者を選定するにあたり「お見合いシート」を使って必要事項を聞き取り、一定の基準を満たしている方と犬を保護した人あるいは元の飼い主とともに犬と「お見合い」をしていただきます。この「お見合いシート」は、市と団体が話し合って作成しましたが、まだ不備な点があるため、作成しなおす予定です。 同様の活動として、市実行委員会主催の「愛護の集い」で年1回譲渡会を行っています。これは上記の活動と構成団体がほぼ同じですが、他の催しと掛け持ちで行っていることもあります。	
経費等	犬ねこを展示するためのケージ（クレート）やリードは、ボランティア団体の所有物を利用していますが、市の補助金で今後ケージ等を購入する予定です。	
成果	まだ始まって1年程なので、成果と言えるほどのものではありません。	
留意点 (苦労した点)	民間ボランティアが行政と一緒に活動を始めたばかりなので、まだまだ意見がまとまらず、マニュアル化していません。勉強中です。	
今後の課題、 行政に望むこと等	マニュアル化し、動物にもストレスをかけないものになりたいと思います。そのためには、意見を出し合い、ひとつとなることが大切だと思います。 行政に対しては、メンバーの質を上げるために勉強会を開いてほしいと思います。また、いろいろなところの譲渡会のやり方を知るために、出向いて行ってほしいと思います。	

福岡県

活 動 事 例 (事 業 名)	子犬の譲渡会	
目 的	行政が保護した子犬に生きる機会を与えるとともに、地域の模範的飼養者を養成します。	
活 動 内 容	日 時 ・ 期 間	平成17年度については年間17回（平成17年4月～平成18年3月）
	場 所	(財)福岡県動物管理センター 11回 各保健福祉環境事務所 6回
	参加推進員数	1回あたり3～5名
	対 象 者 数	約200名
	活 動 内 容	
	(財)福岡県動物管理センター（以下、センター）に保護された子犬のうち、家庭における飼養に適すると判断したものについて、センターが譲渡会を開催しています。 譲渡会は、センター設立時（昭和57年）から行っています。現在では、譲渡希望者に対しては、飼養の責任の自覚を促し、飼養環境や能力について冷静に再考する期間を設けるため、事前に講習会を実施するとともに、カウンセリングによる選定やマッチング等を実施しています。譲渡後は、フォローアップとして、飼養者にしつけ方教室への参加を促したり、適正飼養や繁殖制限等についての指導・相談等を実施しています。 推進員は、事前講習会、譲渡会、フォローアップの全行程に参加しています。	
経 費 等	動物の飼養に関する経費、印刷物の作成等に経費を要します。	
成 果	1 処分頭数の減少 2 適正な飼養に関し意識が高く、かつ実践できる飼い主の増加 3 2の飼い主による適正飼養に関する意識の地域への波及効果 4 事業に携わる推進員等ボランティアの育成	
留 意 点 (苦労した点)	留意した点 1 事前講習会により、飼養責任について十分な説明を行い、飼養できるか否かについて冷静な判断を促しました。 苦労した点 1 譲渡者の選定及びマッチングの過程において、譲渡者の希望に添い難い場合、説得等に苦慮しました。 2 子犬の選定とマッチング及び子犬の問題行動に対するアドバイスにおいて、専門知識の習得及び人員の確保に苦慮しました。	
今後の課題、 行政に望むこと等	譲渡後のフォローアップの充実。 広報活動の拡大。 ボランティアの更なる育成。	

神戸市

活動事例 (事業名)	事前訪問調査「ワンワン譲渡会」	
目的	譲渡犬の飼養希望者宅の事前調査を行うことによって、譲渡後に適正飼養が可能か判断します。	
活動内容	日時・期間	年間実施（平成14年度から実施）
	場所	市内一円
	参加推進員数	1名
	対象者数	年間約130件
	活動内容	
	動物愛護団体の会員である推進員が、譲渡会参加希望者宅へ赴き、申請書記載内容を確認するとともに、適正飼養が可能か調査します。1家庭につき1時間未満の訪問です。推進員が不適と判断した家庭は全体の6%です。その理由として管理規約にペット飼養可の記載がなかったり、家族の了承がない等があります。推進員が現況調査で使用している調査票は次頁のとおりです。	
経費等	1日の活動に対し、報償費2,000円	
成果	飼養希望者が適正に飼養できるかどうか判断することができ、かつ、その希望者に適した犬を譲渡することができます。	
留意点 (苦労した点)	適正飼養ができるか判断するのは推進員ですが、不適と判断しても希望者は一度は納得するため、これまでに現場で推進員と希望者の間でトラブルになったことはありません。しかし不適と判断されたことについて希望者が神戸市動物管理センターに電話をかけてくることもあり、その際は行政で対応します。	
今後の課題、 行政に望むこと等	現在1名で調査を行っていますが、調査対象が多くなってきたため、複数名で調査する必要があります。	

神戸市資料

現況調査票

(氏名)

1 住居形態	a. 一戸建て(庭あり) b. 一戸建て(庭なし) c. 集合住宅※ ※集合住宅にお住まいの方は、動物が飼育できることを明記した書類(管理規約等)を添付してください。	
2 動物の飼育について 家族全員の同意	a. あり b. なし	
3 家族の人数	人	
4 家族の年齢構成 ※主に世話をする人の□に√を付けてください。	☐ 小学校前の乳幼児 ()人 ☐ 小学生 ()人 ☐ 中学生 ()人 ☐ 15～20歳 ()人 ☐ 20歳代 ()人 ☐ 30歳代 ()人 ☐ 40歳代 ()人 ☐ 50歳代 ()人 ☐ 60～64歳 ()人 ☐ 65歳以上 ()人	
5 あなたご自身が犬を飼った経験はありますか	a. 初めて b. 経験あり	
「経験あり」の場合、一番最近飼っていた犬について右の問いにお答え下さい。	①犬の種類	
	②性別	a. おす b. めす
	③飼育年数	年 ヶ月
	④その犬はどうなりましたか？	a. 老衰で死亡 b. 病気で死亡 c. 事故で死亡 d. 区などで引取 e. 知人などに譲渡 f. 現在も飼育中 g. その他 (犬の年齢:) (犬の年齢: 病名:) (犬の年齢:) (犬の年齢: 理由:) (犬の年齢: 理由:) (内容:)
	⑤その犬を飼っていたのは 今からどれくらい前ですか	年 ヶ月前
	⑥上記以外に飼育経験のある犬の種類、性別、頭数は？	
6 現在、他に飼っている動物がいれば、種類と数を教えて下さい。		
7 家族の中でアレルギーの人はいますか	a. はい → 何のアレルギーですか() b. いいえ	
8 将来、家を引っ越す予定はありますか	a. はい b. いいえ	
9 1日のうちで犬だけが留守番する時間がありますか	a. はい → 時 ～ 時まで : 約 時間 b. いいえ	
10 犬の主な飼育場所は	昼間: 夜間:	
11 なぜあなたは犬を飼いたいと思ったのですか	13 自宅付近の略図	
12 ワンワン譲渡会のことを、どこで知りましたか		

姫 路 市

活 動 事 例 (事 業 名)	犬の譲渡会事前説明会及び譲渡後のしつけ相談会	
目 的	譲渡前に「犬を飼う」ということに対する責任や知識を持ってもらうこと、またアフターフォローにより、犬の問題行動の発現を防ぐことです。	
活 動 内 容	日 時 ・ 期 間	平成17年 4、7、9、12月の計 4 回
	場 所	シロトピア記念公園（譲渡会） 姫路市動物管理センター（しつけ相談会）
	参加推進員数	1 名
	対 象 者 数	事前説明会100名、しつけ相談会10名
	活 動 内 容	
	犬の譲渡会において、譲渡希望者全員に対して事前説明会を、また、譲渡会から1ヶ月後に、新しい飼い主を対象にしつけ相談会を行っており、その講師を推進員に依頼しています。事前説明会では、犬を飼うことに関する心構えや、基本的な犬の飼い方（当日連れて帰ってからの世話の仕方、犬の健康管理・ワクチン等）、飼い主の責任として行うべき事（不妊・去勢について、しつけの必要性、散歩のマナー等）について、しつけ相談会では、「ほめる」ことによる陽性強化を中心とした基本的なしつけの方法や、問題行動（飛びつき、トイレ、破壊行動等）の矯正方法について話をしてもらっています。※しつけ相談会は16年度から行っています。	
経 費 等	特にありません。	
成 果	現在、犬の譲渡会のやり方を検討・修正している段階であり、成果については、今後時間の経過とともに明らかになると思われます。	
留 意 点 (苦勞した点)	特にありません。	
今後の課題、 行政に望むこと等	しつけ相談会への出席率の向上	

(3) しつけ方教室

茨城県

活 動 事 例 (事 業 名)	一般市民を対象とした犬のしつけ教室	
目 的	守谷市民を対象として、犬の適正飼養、基本的なしつけ及び飼い主のマナーについての勉強会を実施しました。	
活 動 内 容	日 時 ・ 期 間	平成16年 9 月 4 日 ・ 18 日 ・ 10 月 2 日 の 3 日 間
	場 所	守谷市内の公民館
	参加推進員数	1 名（愛玩動物飼養管理士）
	対 象 者 数	30名
	活 動 内 容	
	守谷市民の犬の飼い主の希望者を対象として実施しました。 ・ 1 日 目：犬の特徴、習性、人と動物の共通感染症、適正飼養について学んでもらいました。 ・ 2 日 目 ・ 3 日 目：参加者に飼い犬とともにしつけ方を学んでもらいました。また、適正飼養についての個別の相談を実施しました。 ・ 講師は警察犬訓練士です。（動物愛護推進員はアシスタントとして）	
経 費 等	資料の印刷費、連絡費等10,000円（公民館が支出） 活動に参加したボランティアの交通費等は、動物愛護団体から支出されました。 （日当： 5 ～10千円／ボランティア団体）	
成 果	参加者に犬のしつけの重要性について知ってもらえました。再度犬のしつけ方教室を実施して欲しいとの要望が多かったです。	
留 意 点 (苦労した点)	しつけ方教室にはじめて参加する犬ばかりなので、犬同士のトラブルがないように気をつけました。	
今後の課題、 行政に望むこと等	実施回数を増やす必要性を感じました。	

栃 木 県

活 動 事 例 (事 業 名)	動物愛護指導センターでの「犬のしつけ方教室」の実施	
目 的	県民（主にセンターから譲渡を受けた子犬とその飼い主）を対象として、犬の適正飼養を普及啓発するためです。	
活 動 内 容	日 時 ・ 期 間	平成17年11月12日（土）他3回
	場 所	栃木県動物愛護指導センター
	参加推進員数	1名（獣医師）
	対 象 者 数	8組（他33組）
	活 動 内 容	
	当県では、犬の飼い主に正しい飼い方及びしつけ方を普及することにより、犬による人等への危害を防止することはもちろん、人と犬が共存して生活できる地域社会を築くことを目的として、毎月2回以上、栃木県動物愛護指導センター（以下、センター）主催「犬のしつけ方教室」を開催しています。講師は有識者、センター職員が行いますが、推進員は講師の手伝い、参加者への助言等を行います。助言は推進員の専門分野について、できる範囲で対応していただいています。 しつけ方教室は平成6年度より実施しており、現在の対象者は各回10～20名程度です。	
経 費 等	外部講師への報酬、資料の印刷代、パネル等作成代、筆記用具等の消耗品	
成 果	推進員の知識の向上と共に、センターが行う事業の進め方を知ることができたことです。	
留 意 点 (苦勞した点)	推進員がどのような形で参加者や講師へ関わるのが良いのか、どのような役割で参加すればよいのか模索していることです。	
今後の課題、 行政に望むこと等	犬のしつけ方教室はもちろん、出張ふれあい教室などセンターの他事業への参加、協力を検討し、地域への動物の愛護思想及び適正飼養の普及啓発を行う共に、推進員の資質を高めることが考えられます。	

東京都

活動事例 (事業名)	犬の問題行動に対する助言	
目的	市へ届いた犬の問題行動の原因をさぐり、飼い主への助言を行い、近隣の方の理解を得ることです。	
活動内容	日時・期間	12月6日・9日 2時間ずつ
	場所	個人宅
	参加推進員数	1名
	対象者数	4名
	活動内容	
	市に届いた犬の問題行動に関する相談について、実際に飼い主の家に行き、原因をさぐるとともに、助言を行っています。年間4名程度の相談に応じています。一例をあげると、高齢の飼い主が飼養している秋田犬が夜中に鳴くのでうるさいとの近隣からの苦情があり、無駄吠えの原因をさぐり、対処法を考えました。原因として、今まで犬の世話をしていた方が病気になられ、その犬に触ったことのないその家の高齢者が世話をすることになった故の、散歩や運動、コミュニケーションの不足による無駄吠えではないかと考えられました。一般のしつけ方を行うのではなく、高齢の方や病気を持っている方が続けられるような方法をみつけ、実行できるように助言させていただきました。また、犬を飼う心構え、マナーを守ることで得られる近隣の方々の理解についても伝えました。犬もストレスが少なくなったようです。 方法例： ・庭の中に柵で囲ったスペースを作り、その中で放し飼いをしていた。飼い主である高齢者は犬に触ることが出来ないのも、柵から出すことも、入れることもできない。 →柵から出した際、「ハウス」の指示で中に戻るようにする方法をお教えしました。 ・安全な犬の触り方をお教えしました。 ・狭い場所でも遊ぶことができる遊び方をお教えしました。	
経費等	特にありません。	
成果	夜中の吠えはほとんどなくなったと報告がありました。	
留意点 (苦労した点)	家族全員の理解を得ることです。また、続けてもらえるよう声かけをしていきたいと 思います。	
今後の課題、 行政に望むこと等	こういった問題はたくさんあると思いますが、犬をしつけることにとどまらず、家族や近隣の理解を得る努力とテクニックを身につけていきたいです。 行政は犬の問題が大きくなる前にぜひ声をかけていただきたいと思います。 また、しつけ教室を開くことができる場を作ってほしいと思います。	

香 川 県

活 動 事 例 (事 業 名)	県下2会場での「犬のしつけ教室」の実施	
目 的	犬の飼い主責任の啓発及び適正飼養の普及啓発を目的としています。	
活 動 内 容	日 時 ・ 期 間	平成17年11月19日（土）・20日（日）
	場 所	19日 さぬき市志度中央スポーツ公園 20日 国営讃岐まのう公園
	参加推進員数	各会場3名（主婦2名・ペットシッター1名）
	対 象 者 数	19日 130名 20日 300名
	活 動 内 容	
	香川県では、平成13年から家庭で犬を飼われている方を対象に、犬の習性としつけの方法を教える「犬のしつけ教室」を開催しています。推進員は平成15年度に委嘱があり、平成16年度からこの活動に協力してもらっています。イベント会社に運営を委託し、推進員には当日のお手伝いをしてもらっています。民間のトレーナーに講師をお願いし、講習（講義1時間、デモンストレーションを交えた実技指導1時間）を行います。会場が広いため、推進員には参加者の質問に答えるなど、講師の補佐を行ないました。また、県が作成した動物愛護啓発資料（平成17年10月から犬の引取りが有料化になることや、感染症についての資料も含まれる）や糞放置防止のためのペーパースコップの配布などイベントの進行の補佐を行いました。	
経 費 等	資料の作成費3万円、ペーパースコップ購入費2万円（県のイベント委託経費70万円）、推進員に支払った報償・旅費等はありません。	
成 果	「しつけ教室」参加者からは、しつけの大切さとしつけをすることで犬と人とのよりよい関係づくりができるとの感想がありました。	
留 意 点 (苦労した点)	参加者多数のため、推進員の方にサポートいただきましたが、飼い主の方々の細かな質問等にはお答えできませんでした。	
今後の課題、 行政に望むこと等	講師も推進員の方をお願いし、ミニ教室として会場・回数を増やして、より多くの方に適正飼養の啓発を行えるよう検討が必要です。	

福岡県

活 動 事 例 (事 業 名)	犬のしつけ方教室	
目 的	飼い主に犬を正しく理解させ、犬とより良い関係を築かせるとともに、犬が社会に迷惑をかけないように犬に人間社会のルールをしつけるための方法を教授します。	
活 動 内 容	日 時 ・ 期 間	年間延べ約40回（平成17年4月～平成18年3月）
	場 所	(財)福岡県動物管理センター及び各保健福祉環境事務所
	参加推進員数	1回あたり3～5名
	対 象 者 数	約720名
	活 動 内 容	
活 動 内 容	保健福祉環境事務所を中心とした動物愛護推進協議会が、公募や地域住民からの要請により開催しています。講義及びモデル犬を使用した2時間程度の実技講習を実施し、しつけの必要性、基本的なしつけ方、正しく飼うことの重要性、不妊・去勢手術の必要性等を教授します。それとともに、将来福祉活動や動物愛護教室に参加できるモデル犬を育成しています。推進員は、講師を務めるほか、事業の企画、モデル犬の管理、実技指導等にスタッフとして参加しています。	
経 費 等	犬の保管に係る経費（ケージ等）、啓発媒体（ビデオ等）、消耗品に係る経費（印刷物等）、その他場合によっては会場費等を要します。	
成 果	1 処分頭数の減少 2 適正な飼養に関し意識が高く、かつ実践できる飼い主の増加 3 2の飼い主による適正飼養に関する意識の地域への波及効果 4 事業に携わるボランティアの育成	
留 意 点 (苦労した点)	モデル犬の適正な取扱いです。また、教室終了後も飼い主が継続的にしつけに取り組むよう、しつけの意義について十分理解させることです。	
今後の課題、 行政に望むこと等	教室の開催に携わる推進員の育成指導と、行政主導によらない、推進員による自発的開催の拡大です。	

宇都宮市

活動事例 (事業名)	犬のしつけ方教室	
目的	地域密着型のしつけ方教室を推進員自らが企画開催し、地域の人と動物の共生を図ります。	
活動内容	日時・期間	平成17年10月30日（日）（平成17年～）
	場所	宇都宮市（以下、市）さつき3丁目「さつき中央児童公園」
	参加推進員数	10名（一般市民7名、インストラクター有資格者3名）
	対象者数	70名（犬40頭）
	活動内容	
	平成17年度より、市主催の事業として、犬のしつけの基本とマナーをテーマに、飼い犬を使って実際にしつけを体験していただきます。 ※推進員は自治会内で、①地域の苦情内容の把握、②しつけ教室の企画立案、③開催前の自治会内回覧、④当日参加を担当しています。また、講師は推進員のうち適正飼養に係る有資格者が行います。	
経費等	講師謝金 @5,000円（講師：動物愛護団体のインストラクター有資格者） ※推進員の日当はありません。推進員活動は無償ボランティアで実施しています。	
成果	推進員と地元自治会が連携し開催したことで、今後、自分達で継続的にしつけ方教室を企画できるようになりました。	
留意点 (苦労した点)	推進員が自主的に活動できるよう、推進員活動のモデルとして実施し、事前に情報提供と参加を呼びかけました。	
今後の課題、 行政に望むこと等	来年度においても推進員活動のモデル事業を別の地域で実施し、市内全域で推進員がしつけ方教室を企画できるようにすることです。	

(4) 動物ふれあい活動の実施

埼玉県

活動事例 (事業名)	重症心身障害者への「動物介在活動」	
目的	動物にふれることにより、意識の改善を図ることを目標としています。	
活動内容	日時・期間	平成17年10月6日(木)
	場所	重症心身障害児施設(1ヶ所)
	参加推進員数	2名(一般)
	対象者数	70名
	活動内容	
	埼玉県動物指導センター(以下、センター)で行われている社会福祉施設や児童養護施設などに、動物を連れて訪問する動物介在活動の一例です。 推進員の他、センターの担当者3名及びボランティア10名が参加しました。 活動動物の保菌検査は、年1回センターで行います。 活動時間は、打ち合わせ及び反省会を含め約1時間です。自分の犬(県が認定した犬)を連れての活動です(認定基準は次頁のとおり)。犬を連れていない人はセンターから連れてきた子犬を抱いて活動します。 この施設は、幼児から大人まで、幅広い年齢の方が入所しています。言葉もしゃべられず寝たきりの人ばかりです。そこに動物を連れて、子犬は入所者の膝に乗せたり、抱かせたり、成犬は入所者の手を持って触らせたり、寝ている入所者の隣に伏せをさせたり、といった活動を40分ほど行います。 後に施設の担当者を交え、反省会を行います。	
経費等	特にありません。	
成果	私たちは、数ヶ月に一度訪問するだけなので変化というものは感じませんが、施設の方々は普段と全然表情が違ふとの事でした。	
留意点 (苦労した点)	入所者の突然の行動(急に手を出してつかんだり、たたいたり)に対応できるよう、常に注意をしていなければなりません。	
今後の課題、 行政に望むこと等	・訪問回数が少ないため、意識改善の持続が難しいです。 ・動物のストレス管理、特に子犬を連れて活動するため、ハンドラーが犬のストレスに関して十分に勉強しなければなりません。	

埼玉県資料

訪問活動犬認定基準

1 趣旨

この基準は、動物指導センターにおける動物愛護ボランティア連携事業実施要領（平成13年6月29日制定）11条の訪問活動参加犬に関する必要な事項を定めるものとする。

2（目 的）

訪問活動に参加する犬の参加基準を定めることにより、動物の健康管理の促進、人獣共通感染症の感染予防、動物による人への危害防止を図ることを目的とする。

3（訪問活動犬の認定審査）

愛犬を訪問活動に参加させることを希望する人は、動物愛護ボランティア連携事業推進委員（以下、「推進委員」という。）又は動物愛護ボランティア連携事業検討委員（以下、「検討委員」という。）の審査を受けるものとする。

4（審査の申込み）

愛犬を訪問活動に参加させることを希望する人は、動物指導センターの事務局に申し込むこと。

5（審査場所）

審査場所は、次のとおりとする。

- （1）動物指導センター
- （2）推進委員及び検討委員が指定する場所

6（受験場所）

愛犬を訪問活動に参加させることを希望する人は、次のことを行っていること。

- （1）狂犬病の登録及び予防注射の実施
- （2）定期的（年1回）にジステンパー・パルボ等の混合ワクチンの接種
- （3）定期健康診断（年1回）の受診

7（審査に関する注意事項）

- （1）審査はリードをつけて行う。
- （2）受験者は、「オスワリ」「フセ」「ツケ」等をさせる補助として犬に触れてはいけない。
- （3）審査と審査の間に、犬に触れたり、なでたりすることは認める。
- （4）号令は1つの動作に対して3回までとする。
- （5）声の号令とハンドシグナルが同時のときは1回と考える。
- （6）犬は、全ての号令に対して、5秒以内に反応しなければならない。
- （7）犬が、人や犬に対して、「うなる」「噛み付く」などの攻撃性を見せたときは審査を中止する。
- （8）飼主が、愛犬家としてふさわしくない態度をとったり、犬に対して暴力をふるうなどの行為が見られたときは、審査を中止する。

8（審査事項）

審査員は、次のことについて審査する。

- （1）他人によっておとなしくグルーミングさせる。

飼主以外の人に、おとなしくグルーミングされるかを確認する。

ア 審査員は、遠回りに犬に近付き、かがんで犬を呼ぶ。

イ 犬が審査員の側にきたら、グルーミングをする。
- （2）他の動物に対して落ち着いて接することができる。

他の動物に接近しても過剰な反応を示さず、落ち着いた態度でいられるかどうかを確認する。

ア 中央で1m位まで接近し、「ツケ」「スワレ」「フセ」などの号令で落ち着いた状態でいられるかどうかを見ます。

イ しっかりしたヒールポジションでなくても落ち着いた態度ならOKです。

ウ リードが張るほど引っ張って歩く、他の犬に対して威嚇する、恐怖で逃げようとする等の過剰な反応は不合格
- （3）「オスワリ」、「フセ」ができる。

犬が飼主の命令で「オスワリ」、「フセ」をすることを審査する。

ア 飼主は力ずくでさせてはいけない。

イ 「フセ」等のポジションを10秒以上保たなければならない。
- （4）呼んだら、来る。

犬をその場で待たせて、10mほど離れ、手元と呼ぶ。犬は寄り道することなく、飼主のところへ行かなければならない。
- （5）リードをたるませて歩くことができる。

飼主が、犬をコントロールできるかを見るテスト

ア 犬はハンドラーの左側について歩かねばならない。

9 審査結果の判定

- （1）審査は、適、不適で判定されます。
- （2）訪問活動中に基準に合致しない行動があった場合、認定が取り消される場合があります。

附則 この基準は、平成13年9月12日から施行する。

東京都

活動事例 (事業名)	動物愛護のテレビ番組への協力	
目的	動物愛護の普及啓発のために、保健所が作成するテレビ番組へ出演しました。	
活動内容	日時・期間	平成17年9月5日
	場所	東京都港区内の小学校
	参加推進員数	1名
	対象者数	小学校1年生24名
	活動内容	
	保健所が作成する動物愛護の普及啓発テレビ番組の出演者として協力しました。番組は、小学校1年生にぬいぐるみのハムスターを使って短いお話を聞かせたり、動物とのふれあいとして、推進員の飼い犬を使って、初めての犬に会って触れる時のマナー指導をし、犬を飼っていない子供たちに犬との触れ合いを体験させること等により、動物愛護を普及啓発するものです。番組は30分で、撮影には30分程度かかりました。事前に保健所と小学校の間で企画について打ち合わせ後、保健所から依頼を受けました。小学校とは、電話等での打ち合わせを数回実施しました。	
経費等	特にありません。	
成果	じっとして話を聞くのが苦手な子供達も、人形劇に興味深く見てくれたり、犬との触れ合いの説明にも「どうして？」などの質問が多く出たりと、関心を引き出せたと思います。	
留意点 (苦労した点)	学校側との事前の打ち合わせ、アレルギーや特に犬の嫌いな子への配慮、子供の不意な行動に犬が反応しないよう注意すること、子供達を引き付ける工夫（人形劇等）です。	
今後の課題、 行政に望むこと等	今回は生徒数も少なく、お行儀のよい子供達でしたが、人数が増えた時、騒いでしまった時の指導法の研究や、参加犬の確保です。 行政に対しては、テレビ番組のみではなく、保育園、幼稚園、小学校等活動の場所へ働き（呼び）かけをしていただきたいと思います。また、保健所自体が市民向けの動物愛護イベントを多く企画し、推進員を参加させてほしいと思います。	

兵 庫 県

活 動 事 例 (事 業 名)	かかわり方教室	
目 的	犬とのかかわり方を学ぶことで、身近な動物を知ると共に、児童の心の開示を促し、クラス運営にも反映させることです。	
活 動 内 容	日 時 ・ 期 間	平成16年 6 月～平成17年 1 月
	場 所	兵庫県内の小学校
	参加推進員数	8 名〔愛玩動物飼養管理士 2 名・動物取扱業者 2 名・獣医師 1 名〕 〔盲導犬歩行指導員 1 名・一般 2 名〕
	対 象 者 数	656名（8 小学校）
	活 動 内 容	
	保健所の職員が同行し、絵本読み聞かせ、心音聴取補助、咬傷事故防止講習、犬と友達になる方法、子犬を抱っこする方法、犬と遊ぶなどの実践的メニューを通して児童の知識と技術を向上させながら、心の育ちを促し、学級運営にも反映させています。	
経 費 等	報償費 @5,000円×14名	
成 果	・犬という動物の基礎的な情報を持たせることができたと思います。 ・生きている動物とふれあうプロセスで、児童の行動の変化、心の育ちを導き出せました。	
留 意 点 (苦労した点)	人前で話をする事と、モデル犬の育成と手入れです。	
今後の課題、 行政に望むこと等	・管内に広く浸透させたい思いと、多くのオファーを受けきれないこととのバランスに苦慮しています。 ・単発事業であることと効果との兼ね合いです。	

福岡県

活 動 事 例 (事 業 名)	小学校における適正飼養等の普及活動	
目 的	① 小学校1年生を対象として、ウサギ・ニワトリ・カメの適正飼養普及活動（3校） ② 小学校6年生を対象として、ウサギの適正飼養と「自分にできるボランティア」という課題についての普及活動	
活 動 内 容	日 時 ・ 期 間	① 平成17年10月5日・15日・11月12日（各校1日） ② 平成17年12月12日
	場 所	福岡県内の小学校内
	参加推進員数	1名
	対 象 者 数	① 10月5日－79名・10月15日－30名・11月12日－30名 ② 30名
	活 動 内 容	
	① 小学校1年生を対象として、学校飼養動物であるウサギ・ニワトリ・カメの適正飼養について教えました（学校の授業時間の1コマ・2クラスを各1コマ）。授業の中で、各器官や機能（ウサギの耳・歯・目・鼻）についての説明をしたり、絵や実際にウサギを見せてウサギの野性や機能について話をしました。 ② 課外授業として「動物教室」を取り入れ、「ゲストティーチャー」として毎月動物に詳しい先生による勉強会をしています。処分される犬ねこについての勉強もされています。	
経 費 等	① ぬいぐるみ・野菜の作り物・餌（1,000円程度） ② 特にありません。	
成 果	① 子供達の笑顔で普及啓発として成功したと考えられます。感想文には、「とても興味を持ち、命の尊さがわかった」と書かれてありました。 ② 皆、動物に対し、心から接していることがわかり、目の輝きや質問内容もレベルが高く、私の回りから離れず手を握ってくれる生徒達にとっても嬉しく感じました。	
留 意 点 (苦労した点)	① 1年生ということでいろいろ考えました。10分おきに子供達に質問をしたり、職員をウサギに変身させたりして1時間の授業に変化をつけました。 ② 自分にできるボランティアという内容について、今の小学生にどんなことができるかと悩みました。	
今後の課題、 行政に望むこと等	① 3校とも1人で考えて台本を作ったので大変でした。今後は学校の職員と協力して実施することを考えています。	

(5) 講演会の開催

東京都

活 動 事 例 (事 業 名)	環境博覧会すぎなみ2003 ワンニャンシンポジウム 「ねこの飼い方」講習会	
目 的	平成12年施行の動物愛護管理法のなかから、ねこの飼い主責任の周知を図る目的で、一般区民対象の講習会を実施しています。	
活 動 内 容	日 時 ・ 期 間	平成15年10月12日（日）13：20～14：00
	場 所	杉並区高井戸保健所
	参加推進員数	1名（第一部講師）
	対 象 者 数	一般区民約30名
	活 動 内 容	
「動物愛護管理法」や「家庭動物等の飼養保管基準」のねこに関する飼い主責任について、「分かり易く」・「楽しく」区民に説明して欲しい、という保健所からの依頼がありました。この背景には「近隣トラブル型」のねこの苦情が年々増加の傾向にある、という区の事情があります。		
当日参加の大半がねこ好きの高齢女性であったため、笑っていただきながら、「室内飼い」・「不妊処置の重要性」・「近隣への迷惑」・「捨てねこや殺処分の現状」・「飼い主明示」等についてお話をしました。		
マイクロチップの実物も持参し、安全で確実な飼い主明示の方法として紹介しました。		
経 費 等	保健所から、交通費・講師料を含み5,000円の支払いを受けました。	
成 果	非常に基礎的なことが一般の方、特に高齢者に周知されていない印象を受けました。	
動物の飼養管理に関する法律があることを知らなかった方も多く、また、親子や兄妹ねこでも交尾するのか、ねこを閉じこめても病気にならないか、マイクロチップは痛くないか、などの質問があり、説明をして理解していただけたと思いますが、根気の要る作業でした。		
留 意 点 (苦労した点)	人の出入りの多いイベント会場で、マイクなしだったので、人が足を止めてくれるような内容と話術でお話するよう工夫しました。	
今後の課題、 行政に望むこと等	犬と比べて飼養管理体制の圧倒的に遅れているねこの問題に関して、今後積極的に取り組んでいくために区と協力し合うことを確認しました。	

京 都 府

活 動 事 例 (事 業 名)	「人と動物の共生の集い2005」	
目 的	京都府民に対する動物愛護の普及啓発を一層推進するために、動物愛護週間事業である「人と動物の共生の集い2005」を開催	
活 動 内 容	日 時 ・ 期 間	平成17年 9 月23日（金）（平成17年 4 月～平成18年 3 月）
	場 所	京都府立総合社会福祉会館（京都市内）
	参加推進員数	30名
	対 象 者 数	200名
	活 動 内 容	
	・「動物のしつけ・健康相談」の実施：来場者からのペットのしつけ方や健康相談に応じています。 ・推進員としての知識の習得：開催目的として推進員の育成研修を兼ねていることから、推進員に参加を呼びかけています。また、推進員の委嘱式も開催しています。 ・イベントのP R：各推進員にポスター・チラシを配布し、P R協力活動を行っています。 ※昭和59年度から開催し、推進員活動としては平成14年度から参画しています。	
経 費 等	100万円（国庫負担）	
成 果	今回は動物愛護週間地方行事として、午前の部は人形劇などの子供向けの内容とし、午後の部は表彰式や講演を行うことにより幅広い参加を呼びかけました。また、例年のおり身体障害者補助犬の理解を深めるための講演も行い「人と動物の共生社会づくり」の推進を図りました。	
留 意 点 (苦勞した点)	京都市内の各幼稚園や保育所等にもポスター・チラシ等を配布しましたが、参加人数が200人で予想していたよりも少なかったことです。	
今後の課題、 行政に望むこと等	開催内容の充実と交通の便等利用しやすい会場の確保です。	

兵 庫 県

活 動 事 例 (事 業 名)	ねこと暮らそう	
目 的	屋内飼養の普及啓発	
活 動 内 容	日 時 ・ 期 間	平成17年3月15日（火）（平成17年1月～3回企画会議）
	場 所	兵庫県宝塚市
	参加推進員数	4名（愛玩動物飼養管理士4名）
	対 象 者 数	11名
	活 動 内 容	
	宝塚市より依頼のあった、屋外飼養のねこ問題が顕在化している地域住民を対象とした、ねこの屋内飼養を推進する講習会を開催しました。屋内飼養の必要性、遺棄の消極的防止等について講演内容を企画し、講師を務めました。講演会当日は職員も同行しました。	
経 費 等	特にありません。	
成 果	・住民間のねこ問題に苦慮している生活者の声を聞くことができました。 ・解決に向けて必要な方法、法律についての知恵・知識が増えました。	
留 意 点 (苦勞した点)	・人間関係や問題の深刻度等含めた実施地域の選定です。 ・とにかく一人歩きしやすい「地域ねこ」「野良ねこ」といったキーワードの使い方やそれぞれの立場での関わり方です。	
今後の課題、 行政に望むこと等	・ねこ問題は今後も大きな課題となります。 ・いろいろなチャンネルで実施していきたいです。	

兵 庫 県

活 動 事 例 (事 業 名)	「犬と楽しく暮らそう！」講習会の開催	
目 的	犬の飼い方における正しい知識の普及啓発	
活 動 内 容	日 時 ・ 期 間	平成17年 1 月23日（日） 開場13：00 開演13：30（～16：50）
	場 所	赤穂市文化会館 ハーモニーホール 小ホール
	参加推進員数	8名（講師を含む）
	対 象 者 数	256名
	活 動 内 容	
	龍野健康福祉事務所、福崎健康福祉事務所、兵庫県動物愛護推進員（西播磨地区）主催・兵庫県獣医師会西播支部、兵庫県公衆衛生獣医師会後援の講演会を推進員と健康福祉事務所とが役割を分担して行いました。 参加した推進員8名は、獣医師1名、盲導犬歩行指導員1名、動物取扱業者2名、愛玩動物飼養管理士3名、一般1名とバラエティーに富んでいるため、講師をする者、司会をする者、質問に答える者、受付をする者、というように各々の特長を活かした役割を担いました。一方行政は、地域の管轄である健康福祉事務所が、予算や広報、関係各所との調整等、裏方部分に徹し、講習会が円滑に進むよう推進員を最大限にフォローしました。講習内容の概要は、 ①問題行動の原因 ②問題行動をなおす「鍵」 ③兵庫県資料 犬の殺処分関連 ④子犬の社会化 ⑤群れのリーダー ⑥ほめる・罰する（そのメリット、デメリット） ⑦モデル犬デモンストレーション（とびつき・拾い食い・おもちゃ独占） ⑧排泄のしつけテクニック ⑨かじる・吠える・かみつく ⑩質疑応答（無駄吠えについて、食糞について等） ⑪講習会終了後、ホール前ロビーでのモデル犬とのふれあい です。参加者から「スライドや実技があり、分かりやすい」という声を多くいただきました。 また、「犬が本来持つ習性を問題行動へと強化してしまうのは飼い主自身である」、「問題行動を誘発するのも修正するのも飼い主の取り組み次第である」と、講師（推進員）が重ねて発言することで、飼い主自身の自覚が重要であることを強調しました。	
経 費 等	・ 県予算：約7万円（講師報償費3万円、推進員報償費3万円、資料代等雑費1万円） ・ 獣医師会寄付金：約5万円（会場使用料他）	
成 果	私たちの地域もペットへの関心が非常に高くなってきており、家族みんなで勉強しようとする姿勢が多く見られました。初心者レベルに合わせた敷居の低い活動を心がけて実施することで、多くの住民に幅広く親しみをもって参加していただくことができました。 推進員活動としては、平成14年度より地域内で会場を変え実施していますが、回を重ねるたびに参加者が増加（太子町131名→上郡町208名→赤穂市256名）しております。今回の講習会の申し込み時にも管轄行政に対して「これから犬を飼おうと思っているが、参加できるか」という問い合わせが多数寄せられ、実際に犬を飼う前に情報を得たいとする飼い主が増えている（しつけに対する意識が高まっている）ことがうかがえました。 私たちの地域においても、従来、犬は番犬や猟犬といった「使役犬」として物のような扱い方がなされてきましたが、近年のペットブームにより「伴侶動物」として考える住民が増加しています。 このことから、大阪府に近い都市部においては珍しくないペットに関する講習会も、私たちの地域では、住民から強く求められているにも関わらず開催が少なかったため、これらを継続的に開催し住民のニーズに応えていくことが正しい知識・高い意識を地域全体に根付かせる力になると考えられます。	
留 意 点 (苦 労 し た 点)	推進員は自主財源を持っていないうえに個々に活動するための予算も計上されていない中、地域の管轄行政による県本庁等への熱心な働きかけにより、活動費用を捻出した点が最も苦労した点であると考えられます。	
今後の課題、 行政に望むこと等	飼い主への情報発信という点については大変有意義でしたが、その後の疑問や相談等を受信しフォローするシステムが十分に構築されていないため、その点の改善を急がなければなりません。また、犬の終生飼養の啓発とともに、犬を飼う前の情報提供に重点を置いた継続的な取り組みは重要であるため、小規模でも定期的に開催できることが望ましいです。 まず行政が「しなければならないこと」と「できないこと」を明確にすることです。ここを現在においても推進員に対して曖昧にしているため、推進員自身がどこまで関わっていいのか判断できず、結果として活動の進捗に水を差すことになっています。この点については行政の負担が増加することになりますが、私たちの地域で行っているように、役割分担をあらかじめ明確にすることで、改善できる点が多いと感じられます。	

(6) 個体識別についての指導・助言

東京都

活動事例 (事業名)	個体識別についての指導・助言	
目的	家庭で飼養される動物種類の多様化に伴い、家庭動物の個体識別を進め飼い主責任を明確化するとともに、逸走時や災害時における飼い主確認の迅速化を図るための手段としてマイクロチップの普及啓発をします。	
活動内容	日時・期間	平成17年10月23日（日）
	場所	町田市クリーンセンター
	参加推進員数	1名
	対象者数	20名
	活動内容	
	マイクロチップの普及啓発活動として、「まちだ動物愛護のつどい」会場に於いて、2003年にはマイクロチップの実物展示及びパンフレットの配布、2004年には同様の活動及び2頭にデモンストレーションとして注入、2005年にはデモンストレーションの代わりに一般来場者の中から希望者20頭に普及の一環として無料で施療を行いました。同時にA I P Oへの登録促進を行いました。また、20セットのマイクロチップと見本のマイクロチップを用意し、来場者に対しその必要性（災害時における個体識別の有用性・盗難防止効果・海外渡航時の必要性・飼い主責任としての必要性など）や注意事項（MRI検査など磁気を用いる検査での弊害・登録をしなければ確認できないこと）などを説明しました。指導内容の詳細は次頁のとおりです。	
経費等	獣医師会支部の予算で行ないました。	
成果	20セットを使い切るまで行なえたので、一般飼い主に対してある程度の理解が得られたと思われます。（実際の説明は、もっと多くの方が聞いていかれました。）実際に注入する現場を見ていた飼い主からは、見た目より動物が痛がらないことに驚きの声がありました。	
留意点 (苦労した点)	会場が屋外テントであったため、衛生管理等に十分な注意が必要でした。	
今後の課題、 行政に望むこと等	一般飼い主の身近にマイクロチップ注入動物が増えてくれば普及啓発は加速されると思われます。来年度も継続の予定ですが、実施回数が少なくまだまだ注入動物も少ないため、日常診療の中でいかにして話題にする回数を増やしていくかを検討する必要があります。	

東京都資料

個体識別についての指導・助言

個体識別の重要性について

現在、特定外来生物及び特定動物についてはマイクロチップの注入、犬については狂犬病予防法により鑑札等の装着が義務付けられておりますが、このことは飼い主の基本的責務（所有者の明示・繁殖制限措置の徹底など適正飼養の確保を目的とする）を重視し、人と動物の共生社会を実現させるため定められたものです。具体的には個体識別により動物の逸走時、災害時の動物救護、放し飼いによる野生動物の圧迫等の防止、生物多様性保全などの社会的要請等に応え「動物の福祉」の確立を目指します。

マイクロチップ（MC）による個体識別の推進について

マイクロチップは、世界中で動物の個体識別に使われている「電子の名札」とも言えるIC（識別番号が書き込まれている）を利用した体内注入型標識器具です。大きさは約12mm×2.1mmと非常に小さく、注射をするのと同様に注入することが可能で、生体に対して高い安全性が認められています。しかし、最近の獣医高度医療の中でも用いられるようになってきたMRI検査など磁気を使用する検査器具では、注入部位周囲の画像が得られなくなる点に留意が必要です。

MCに記憶されている識別番号は、リーダー（読み取り機）により読み取りが可能で動物病院や行政機関などを通じて、AIPPO（動物ID普及協会）にweb上からも照会することが可能で速やかな個体識別（飼い主探し）が可能となります。

推進員の委嘱の推進について

推進員制度は、行政と連携協力した主体的な動物愛護推進活動を行ない、同時に地域と密着した動物愛護行政を行なうため、熱意と見識のあるボランティアに対してその活動を支援するために、動物愛護推進員を委嘱するものです。

具体的には、地域の動物愛護関連団体（公益法人である動物愛護4団体・獣医師会など）に協力を求め、できるだけ地域に偏りが無いように適任者の推薦をお願いし、それを基に自治体が直接委嘱します。これにより各推進員の専門性や経験に基づき、地域における動物愛護の普及啓発・適正飼養推進などの核として、積極的な活動を期待することが出来ます。

また、一般公募による委嘱や区市町村推薦による委嘱も積極的に行い、各地域に置ける推進員の偏りが無いように心がける必要があります。

(7) 地域における意見交換会の実施

東京都

活動事例 (事業名)	ネットワークづくりを推進する会議への出席	
目的	推進員同士と、又は推進員と行政との連絡の取り方についてネットワークづくりを推進することです。	
活動内容	日時・期間	平成17年11月22日
	場所	足立保健所
	参加推進員数	4名
	対象者数	行政2名
	活動内容	
	会議での主な意見として、地元の関係団体とのネットワークづくりを踏まえた意見・情報交換をする為に、まず行政と推進員との関係を構築すること、動物飼養者への適正な飼養管理のための情報の提供方法やそのタイミングをどのようにするのが良いのか、行政や推進員からの呼びかけに無反応であったり始めから関心のない飼養者へはどう対応すべきかなどがありました。現在、行政をまじえての会議を足立保健所にて月1回、有志での集まりを月1回のペースで開催することにより、ネットワークの確立を目指しています。 ネットワークが確立してからは、年に3回程度の頻度での会議になる予定です。	
経費等	通信費・コピー等は行政負担	
成果	保健所に寄せられる生の声としての苦情が全体的に分かりました。 行政、獣医師、推進員等のそれぞれのカラーの違いに起因するモチベーションの違いが感じられました。	
留意点 (苦労した点)	個人情報保護法がネックとなって、間に行政を入れる事によって他の推進員への連絡がスムーズにいきません（個人的に住所や電話番号を交換する場がありません）。	
今後の課題、 行政に望むこと等	今回欠席した推進員にもいずれ参加してもらうようにすることと、既存で実績のあるボランティア団体との協力、関係づくりが必要です。 行政担当側にも温度差があります。他の行政の「動き」がわからないから、動き方が今ひとつわからないとのことですが、もっと勉強してほしいです。担当者が異動しても「話」がとおるようにしておいてほしいです。	

富 山 県

活動事例 (事業名)	動物愛護推進員座談会（主催：県厚生センター及び富山市保健所）	
目的	推進員制度導入後間もない時期であったことから、推進員同士及び推進員と行政間での意思疎通を目的として実施しました。	
活動内容	日時・期間	平成15年11月～平成16年3月（のべ4回開催）
	場 所	各厚生センター、保健所
	参加推進員数	計29名（獣医師4名、愛玩動物飼養管理士7名、 動動物取扱業者4名、その他（会社員、無職等）14名）
	対象者数	—
	活 動 内 容	
	行政担当職員と推進員の自己紹介、推進員の活動報告及び意見交換、行政の取り組み状況等報告、行政に対する提案・要望（例：推進員をもっとアピールしてほしい、学校を訪問して命の大切さを子供たちに伝える場を作してほしい等）	
経 費 等	特にありません。（なお、推進員への日当支給はありません。）	
成 果	推進員活動に関し、推進員自身から意見を聞くことで、行政職員と推進員との融和が図れたと思います。	
留意点 (苦勞した点)	多くの推進員が出席することです。	
今後の課題、 行政に望むこと等	さらに推進員同士及び推進員と行政間の連携を深める必要があります。	

神戸市

活動事例 (事業名)	ねこの付き合い方教室	
目的	地域住民が飼い主のいないねこの問題について話し合うことです（ワークショップ形式）。平成17年度から開始する地域ねこモデル地区事業の候補地区の選定を兼ねて実施しました。	
活動内容	日時・期間	平成17年2月12日（土）
	場所	区役所内会議室
	参加推進員数	1名
	対象者数	約50名
	活動内容	
	区役所を通じて自治会に行事開催のお知らせを配りました。地域で飼い主のいないねこについて問題意識のある人が参加し、ねこが好きか嫌い、どんな場所にねこがいるかなどについて意見交換を行いました。推進員は、参加者にねこの習性について話すなど、ワークショップに参加して助言を行いました。助言者は推進員、愛玩動物飼養管理士のみです。また、ワークショップ講師も愛玩動物飼養管理士です。単発事業であり、今後継続する予定はありません。	
経費等	ワークショップ講師料10,000円、推進員等への謝礼7名 計14,000円、印刷代6,000円	
成果	ねこの生態や関係法令を住民に周知することができました。飼い主のいないねこの問題を地域の問題として考えてもらうことができました。	
留意点 (苦労した点)	参加人数が多すぎたことで、ワークショップの参加者のバランスがとりにくかったことです。通常は3回行う内容を1回に集約したため、プログラム作りが困難でした。	
今後の課題、 行政に望むこと等	地域ねこモデル地区事業において、今後ワークショップを実施する予定です。地域にあったプログラム作りを検討していく必要があります。	

熊 本 市

活 動 事 例 (事 業 名)	ニャンニャンフォーラム（第1回～第3回）	
目 的	地域住民との意見交換と市民協同の取り組み（野良ねことの共生をめざして）	
活 動 内 容	日 時 ・ 期 間	第1回 平成17年3月13日（日）（平成16年4月～平成17年3月） 第2回 平成17年6月26日（日） 午前10時～正午（平成17年6月～平成17年8月） 第3回 平成17年8月29日（月） 午後7時～9時（平成17年8月～平成17年12月）
	場 所	碩台校区公民館
	参加推進員数	第1回 12名（熊本市獣医師会推薦8名、動物愛護団体推薦7名、 第2回 13名（動物取扱業者3名、熊本盲導犬使用者の会推薦1名、 第3回 13名（熊本市動物愛護センター推薦1名）
	対 象 者 数	第1回 28名、第2回 7名、第3回 3名
	活 動 内 容	
	地域にいる野良ねこについて問題意識のある人を対象に、3回のフォーラムを開催しました。 第1回はねこに詳しい獣医師である推進員に「ねことヒトとの関わり」「繁殖・行動学」について講義をしてもらいました。内容は次頁のとおりです。その他の推進員は企画・受付・資料配布・グループワークでの進行役を担当していただきました。 第2回は2班に分かれ、手作りの小道具を使ってワークショップを行いました。ねこの嫌いな人がねこの面をかぶり、ねこの気持ちを発表し、ねこ好きな人には嫌いな人になったつもりで、嫌いな理由を発表しました。ワークショップに推進員も参加してもらい、誘導・進行を担当してもらいました。また、外部から世話人を招き、フォーラム全体がスムーズに執り行われるようにしました。 第3回は全員でワークショップを行いました。参加者（対象者）はねこ好きというわけではありませんが、やれるところからやろうと話し合いました。このフォーラムの後、参加者が野良ねこを6頭捕獲し、不妊・去勢手術を行い、地域に帰しました。	
経 費 等	フォーラムの際の茶菓子代 不妊・去勢手術助成金として愛護推進員協議会からねこ1頭につき7千円 推進員1人につき、年間12,000円の活動費（交通費程度）	
成 果	地域内公園の砂場でのねこのふん害について意見交換が十分にできました。しかし、校区自治会連合会が非協力的であることがこのフォーラムがスムーズに進まない原因のひとつと考えます。また、この地域では地域外から来て餌をばら撒く人しかいないのも原因だと思います。	
留 意 点 (苦労した点)	野良ねこのふん害、虐待等についての対応、意見交換会、ワークショップでのテーマの設定です。また、第2回は休日の日中に行いましたが、他の行事と重なったり、雨の影響のため、参加者が激減しました。第3回は平日の夜に行いましたが、集まりませんでした。	
今後の課題、 行政に望むこと等	このフォーラムの前に、公園課が先行して砂場のふん害の対策としてネットを整備しましたが、網目が大きすぎたためか、あまり効果がありませんでした。獣医師の意見を取り入れて、再度整備したほうがよいとセンターでは考えていますが、問題提起は市民の側から声があがらないと実行が困難なため、市民が動くのを待っている状態です。 また、市内の学生が多い地域で、自治会がどうにかしてほしいと声があがっているため、平成18年度はそちらに活動を移す可能性があります。いずれにしても、地域の住民の中から積極的に動いてくれる人を多く集めることが課題です。	

熊本市資料

ニャンニャンフォーラム



～地域の猫に関する意見交換会～について（お知らせ）

最近、地域で野良猫を見かけることがありませんか？野良猫に関する苦情・相談が熊本市内のあちこちで起こっています。そこで、熊本市動物愛護推進協議会では、人と動物が共生できる地域をつくるため、碩台校区で住民のみなさんと猫のことを知ることを目的とした「ニャンニャンフォーラム」を実施することになりました。小学生から大人までわかりやすい内容で行いたいと思っています。このような会を重ねていくことによって、地域の方とともに猫に関するさまざまな問題を解決していければと考えていますので、ぜひご参加のほどよろしくお願いいたします。

開催日時

平成 17 年 3 月 13 日（日） 午前 10 時から 12 時まで

場所

碩台校区公民館（碩台小学校隣）・2 階

内容

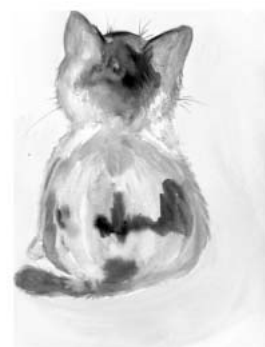
- 10:00～ 講演 「猫とヒトの関わり」「繁殖・行動学」
 講師 宮山動物病院院長 宮山牧子
- 10:30～ グループに分かれての意見交換会

主催

熊本市動物愛護推進協議会
 熊本市動物愛護センター

共催

碩台校区自治会連合会
 碩台校区まちづくり委員会
 碩台小学校 PTA 撫子会



（動物愛護センター扱い）

(8) 動物愛護に関する普及啓発資料の配布（チラシ配り）

富 山 県

活 動 事 例 (事 業 名)	普及啓発資料の配付	
目 的	地域での活動を通して、住民の動物愛護に関する意識の普及啓発を図ります。	
活 動 内 容	日 時 ・ 期 間	平成15年 7 月～（平成15年度に完了）
	場 所	
	参加推進員数	50名〔 獣医師10名、愛玩動物飼養管理士10名、動物取扱業者 6 名、 その他（会社員、無職等）24名 〕
	対 象 者 数	不明
	活 動 内 容	
	動物愛護管理法や家庭動物等の飼養及び保管に関する基準、ペットの飼い方等に関するパンフレットを推進員に配付し、推進員から近隣住民等に配布されました。	
経 費 等	特にありません。（既存のパンフレットを活用）	
成 果	成果として明確に現れにくいです。	
留 意 点 (苦勞した点)	特にありません。	
今後の課題、 行政に望むこと等	より効果的な手段により普及啓発を行っていく必要があります。	

北 九 州 市

活 動 事 例 (事 業 名)	譲渡の際のチラシ配布	
目 的	譲渡の際に、アンケートやパンフレット配布等を行って、適正飼養、終生飼養を普及啓発します。	
活 動 内 容	日 時 ・ 期 間	毎月第 2 土曜日 9：00～12：00
	場 所	北九州市動物管理センター
	参加推進員数	3～8 名
	対 象 者 数	10名～30名
	活 動 内 容	
	持ち込まれた子犬・子ねこの世話と、もらいに来られた人たちへの講習会の手伝いが主です。アンケートを通して狂犬病、フィラリア、不妊・去勢手術の重要性、大切さを訴えています。基本的な子犬の抱き方等も指導しています。	
経 費 等	特にありません。	
成 果	6 年参加していますが、行政が変わってきたと思います。現在はより協力的なので、命を助けるボランティアと行政の連携による取り組みで、一般の人たちの意識も少しずつよい方向へ向かっていると感じます。	
留 意 点 (苦勞した点)	生き物であることを本当の意味でわかってもらうのが大変です。	
今後の課題、 行政に望むこと等	高齢者や一人暮らしの方たちが、子犬を欲しいともらいに来られたときの対応です。今、北九州市では、成犬でも譲渡してくれるようになりました。行政には今後人事異動があっても、この事は続けていってほしいと思います。	

(9) 行政に対する意見・提案の聴取

東京都

活動事例 (事業名)		杉並区動物対策連絡会 委員（平成15年～現在） 区内在住推進員と獣医師会代表者に対し区が委嘱	
目的	保健所に寄せられる動物に関する多くの苦情の具体的解決策として、「飼い主のいないねこを増やさない活動支援事業」を平成16年度より始めることを連絡会で決議、支援内容を決定し、申し込み者の審査などを行なっています。 野良ねこを排除するのではなく、迷惑を受けている方の意見を聞きながら適正な管理方法を普及し、望まれない子ねこが生まれずにその数が自然減することを目的としています。		
活動内容	日時・期間	平成15年5月より審議開始、支援事業開始は平成16年度からで、今後も継続予定です。	
	場所	会議場所（杉並保健所会議室）対象場所（杉並区全域）	
	参加推進員数	5名 その他獣医師会より数名参加	
	対象者数	—	
	活動内容		
	飼い主に見捨てられ、戸外でおなかを空かせているねこを見て「かわいそう、何か与えたい」と思う方は多いですが、「無責任な餌やり」は、近隣に迷惑を掛け、不妊処置を施さないためかえって不幸なねこを増やす結果を招きます。当連絡会では、様々な側面から区内の野良ねこ問題を検討した結果、適正な管理方法を普及していくための支援事業を開始するという結論に達しました。 平成16・17年度共に、6月号の「広報すぎなみ」で希望者を募集、下記の条件を満たす区民からの申し込みに対して、管理しているねこの不妊処置と健康管理の相談を無料で行う支援事業を実施しました。東京都獣医師会杉並支部の協力もあり、来年度以降も実施する予定です。 ① ねこに飼い主がいないことが確認できている ② 近隣とのトラブルを起こしていない（または解決している） ③ エサ・糞等の管理を適正にしている ④ 責任者が明確なグループ活動であり協力者がいる（望ましい） ⑤ 区の野良ねこ対策を理解し、協力の意思がある など。 これらの内容を検討したり、申し込み者を審査したりするための会議は年4～5回開催しています。ねこに施される処置は、 ① 不妊処置 ② マイクロチップの挿入及び目印の耳ピアス ③ 三種混合感染症ワクチン ④ 寄生虫駆除の薬 です。 申し込み者は、まず保健所の担当者の面談審査を受け、合格すると申請書に必要事項を記入し申込みし、一定期間内に自己責任でねこを捕獲し、担当の獣医師に処置を依頼します。 これらの実施を確認した後、その費用を区が獣医師会に支払います。		
	経費等	会議へ出席するための交通費など全て自己負担です	
成果	下記のねこが処置を受けました。 申し込みが多く、申し込み頭数の約60%が許可となるのが現状です。 平成16年度予算 90万円 対象グループ15（ねこ57匹） 平成17年度予算 120万円 対象グループ23（ねこ79匹）		
留意点 (苦労した点)	これは税金を使っておこなう区の事業ですから、多くの区民の理解を得る努力をし、この支援事業を長く継続することが重要だというのが委員会の総意です。		
今後の課題、 行政に望むこと等	住宅地が大半を占める杉並区では、区に寄せられる苦情のうち、動物に関するものが年間およそ1000件以上で年々増加傾向にあります。 この事業は、継続することによって確実に成果が現れると考えますが、ねこには犬のような登録制度もなく、不適切な飼養形態が罰則もなく野放しの状態です。この事業が定着し、マイクロチップで責任者の確認ができる野良ねこが増える一方で、飼い主明示は努力規定でしかなく、徘徊するねこたちはどこの誰のねこかもわからない、というのでは本末転倒だ、という意見もあり、今後の検討課題です。		

東京都

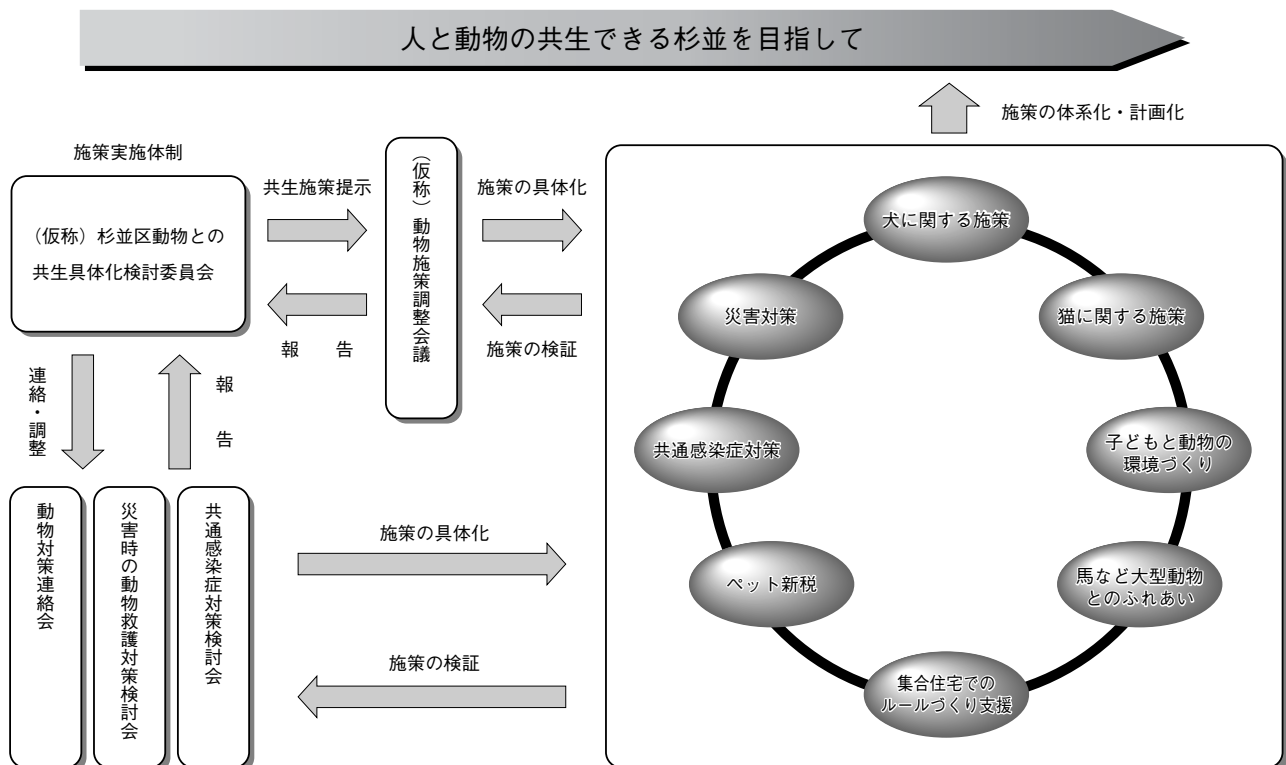
活 動 事 例 (事 業 名)	人と動物の共生を考える懇談会 委員 懇 談 会 内「起草委員会」 委員	
目 的	「ペットの諸問題」や、「子供と動物との関わり」について区の方角性を考え、区長に対して答申を出すための諮問機関です。	
活 動 内 容	日 時 ・ 期 間	委嘱期間 平成17年 5 月30日～平成18年 3 月31日
	場 所	荻窪保健所会議室
	参加推進員数	1 名
	対 象 者 数	—
	活 動 内 容	
	少子高齢化時代の中で、杉並区のように住宅地がその大半を占める地域では、おのずと独自の問題が発生してきます。それらの問題を、「動物」という面から考え、しかしけっして「愛護」に偏らずに、健全な地域作りをするため、区長の諮問機関として「人と動物の共生を考える懇談会」が17年 5 月に発足し、12月に区長に報告書を提出しました。多面的な審議ができるよう、委員構成は、獣医師会支部長、N P O 代表、愛護公益法人役員などの動物関係者だけでなく、P T A 代表、小学校校長、弁護士、保護観察協会、馬術連盟、町会連合会、シンガーソングライターのほか、区民からも公募で参加してもらい、13名でした。また、行政からは事務局として、主導的立場の保健所生活衛生課以外に、区教育委員会、区公園緑地課、区環境課などが参加しました。まず、杉並区の現状を把握する中で見えてきたものを審議、条例への道作りを目指し、活発な議論が交されました。 結果として、犬の糞放置対策・ねこの登録制開始・こどもと動物の環境づくり・大動物とのふれあい・集合住宅でのルールづくり支援・ペット新税の検討・共通感染症対策・災害対策など様々なことについて、人と動物との健全な関係の方角性を示すことができました。 懇談会開催 6 回 起草委員会開催 5 回（主に、「ねこの登録制」と「犬の糞放置の罰則」について条例化の検討）	
経 費 等	委員会開催ごとに2000円の支給	
成 果	これからの展開に依るところです。 保健所に支持意見の連絡が多く来ていることは確かです。	
留 意 点 (苦労した点)	① ねこの問題については、一部の愛猫家の過剰反応を考慮し、登録制が開始されても、無登録のねこが殺処分される、ということはないことを周知すること（無登録の飼主には罰則を検討） ② 動物が嫌いであったり、迷惑を被っている立場の人の意見を聞くこと ③ あらゆる立場の区民にとって、住みやすい杉並区にするためのルール作りであり、愛護に偏らないこと	
今後の課題、 行政に望むこと等	平成15年度より審議開始・16年度より事業開始された「飼主のいないねこを増やさない活動支援事業」は、各論の具体的な解決策として機能していますが、総論としての杉並区の動物愛護管理行政の方角性を考えるものとして、平成17年度に「人と動物の共生を考える懇談会」が区長の諮問機関として発足、12月 5 日に報告書を提出しました。 また、その中から「ねこの登録制」・「犬の糞放置に関する罰則」・「ペット新税」などについて検討が開始されるということがテレビや新聞で報道されました。 この報告書に基づいて、今後18年度から「(仮称) 杉並区動物との共生具体化検討委員会」が発足し、調査研究の結果を踏まえて条例の骨子づくりをします。 この委員会にも参加予定ですので、生まれ育った杉並区で、好きな動物を通じてふるさとの「まちづくり」に関与できることに、大きな意義と誇りを感じています。 なお、これらのことは、杉並区の H P に掲載されています。 また、その概要は次頁のとおりです。	

東京都資料

杉並区動物との共生を考える懇談会報告～人と動物の共生できる杉並を目指して～

《 目 次 》			
序 章	人と動物の共生できる杉並を目指して	1	第2節 犬に関する施策
第1章	動物をめぐる杉並区の現状	2	第3節 猫に関する施策
第1節	犬・猫等の飼育実態	2	第4節 子どもと動物の環境づくり
第2節	動物をめぐる苦情・要望・相談	3	第5節 馬など大型動物とのふれあい
第3節	杉並区の対策と現状	4	第6節 集合住宅でのルールづくり支援
第2章	共生の社会づくりにむけて	6	第7節 ペット新税
第1節	共生を阻む背景と原因	7	第8節 共通感染症対策
第2節	問題解決の方向性	8	第9節 災害対策
第3節	教育機関等の役割	9	第5章 「(仮称) 動物との共生に関する条例」
第3章	施策への取組方針	11	第1節 条例の理念
第1節	施策の体系化・計画化	11	第2節 条例の規定内容
第2節	施策実施体制	11	第6章 調和のとれた共生社会を目指して
第3節	施策の実証	12	～あるべき共生社会の姿
第4章	具体的施策の展開	13	用語解説
第1節	総合的施策	13	資料編
			28
			32

杉並区動物との共生を考える懇談会報告 一体系図一



(10) 動物感染症サーベイランス事業

京 都 府

活 動 事 例 (事 業 名)	動物感染症サーベイランス事業	
目 的	狂犬病等の人畜共通感染症が動物を介在して国内に侵入した場合、蔓延防止が急務です。動物段階での情報収集網を構築して早期発見に努め、緊急時の検査に即応するなど、感染予防体制の整備・強化を図るため、人畜共通感染症予防体制整備事業の一環として、指定の獣医療機関及び動物愛護管理センターにおいて動物感染症の発生動向調査を行い、定期的に情報を収集するとともに、情報分析を行うことにより、今後の流行予測や発生予防に寄与することを目的としています。	
活 動 内 容	日 時 ・ 期 間	年度ごと（平成15年11月（開始）～現在に至る）
	場 所	指定動物医療施設
	参加推進員数	10名（獣医師）
	対 象 者 数	不定
	活 動 内 容	
	開業獣医師でもある動物愛護推進員から、毎月動物診療において診断した感染症（人と動物の共通感染症を中心として）の情報提供をしていただきます（次頁資料）。京都府主催ですが、厚生労働省の動物由来感染症予防体制整備事業（国庫補助）の制度を利用して、(社)京都府獣医師会及び(社)京都市獣医師会に委託して実施しています。報告件数：平成15年度（11月～3月）91件・平成16年度761件	
経 費 等	244,000円	
成 果	人に身近であるペットでの感染症発生動向の実態把握が可能です。	
留 意 点 (苦労した点)	協力推進員の確保です。	
今後の課題、 行政に望むこと等	確認検査の必要性です。	

※京都府では、推進員はすべて獣医師です。

京都府資料

第 1 号様式

家庭動物の感染性疾病の発生動向調査報告書【 年 月分】

報告者

関係法令 病 名 動 物	①	④	④	④	④	④	④	④	④	④	④	④	②	③	④	④	④	④	④	④	④	④	④	⑤	⑤	④	計	
	一類感染症（ ）	A 型・E 型肝炎	黄熱	ウエストナイル熱	サル痘	腎症候性出血熱	デング熱	④家ニパウイルス感染症	④日本脳炎	④ハンタウイルス肺症候群	④B ウイルス熱	④リッサウイルス感染症	家ニューカッスル病	②細菌性赤痢	③腸管出血性大腸菌感染症	④回帰熱	④家炭疽	④家野兔病	④レジオネラ症	④ボツリヌス症	家サルモネラ症	④Q 熱	④日本紅斑熱	④つつが虫病	④発しんチフス	④マラリア		⑤アメーバー赤痢
ほ乳類																												
犬																												
猫																												
サル																												
ウサギ																												
リス																												
ハムスター																												
フェレット																												
プレーリードッグ																												
鳥類																												
オウム																												
爬虫類																												
カメ																												
その他																												
計																												

※ 関係法令：①～⑤は感染症予防法の感染症の類型、家は家畜伝染病予防法に基づく監視及び届出伝染性疾病（ただし、対象となる家畜による）
また、狂犬病は狂犬病予防法による保健所への届出が必要
一類感染症：エボラ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（SARS）、痘そう、ペスト

第 2 号様式

家庭動物の感染性疾病の発生動向調査報告書【 年 月分】

報告者

関係法令 病 名 動 物	④	④	④	④	④	⑤																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
--------------------	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(11) ホームページ作成

福岡県

活動事例 (事業名)	動物愛護情報提供事業	
目的	ホームページにより動物愛護に関する情報を提供することです。	
活動内容	日時・期間	年間通じ常時（平成17年4月～平成18年3月）
	場所	維持管理については、県から(社)福岡県獣医師会に委託しています。
	参加推進員数	編集委員延べ16名（獣医師、主婦、会社員等）
	対象者数	—
	活動内容	
	推進員は編集委員（5名程度）として、ホームページ維持管理を県から受託している(社)福岡県獣医師会と年数回会議を持ち、ホームページの構成の立案に携わると共に、随時関係情報を提供します。 ホームページの主な内容は次のとおりです。 (1) 動物愛護に関する次の事業等に関する情報の提供 県・市町村・協議会（支部を含む）等が行う動物愛護事業の紹介 推進員の活動の紹介、動物愛護に関するQ & A、 その他動物愛護と適正飼養に関する情報 (2) 動物愛護に関する問い合わせの受付 現在、月に2回程度の更新を行っています。 ホームページアドレス http://www.fukuoka-douai.jp/（次頁資料参照）	
経費等	ホームページ管理・更新費用等に経費を要します。推進員へは日当等の支払いはありません。	
成果	広く県民に対し、動物愛護に関する情報の提供、事業の周知等を行うことにより、動物愛護および適正な飼養管理の啓発に寄与できます。	
留意点 (苦勞した点)	留意点 より多くの情報の収集に努めました。 苦勞した点 問い合わせの内容が広範に渡り、対応できないものがありました。	
今後の課題、 行政に望むこと等	より多くの情報の収集です。	

福岡県資料

Animal Protection Propel Information Web site.



福岡県 動物愛護推進協議会



Contents



お知らせ



不妊去勢手術Q&A



スケジュール



リンク



正しい飼育の仕方



お問い合わせ

福岡県は「動物愛護推進協議会」を平成14年2月に設立し、県下14ヶ所設置した各協議会支部において、人と動物が共生できる社会作りを進めていくため、地域に密着した動物愛護の普及啓発活動を実施しています。

動物愛護推進協議会

- ・福岡県
- ・福岡県教育委員会
- ・福岡県市長会
- ・福岡県町村会
- ・福岡県地区衛生連合会
- ・福岡県都市婦人会連絡協議会

構成団体

- ・福岡県動物管理センター
- ・福岡県獣医師会
- ・日本愛玩動物協会福岡県支部
- ・福岡県動物福祉協会

このホームページにつきましては、福岡県獣医師会が県より委託を受けている事業の一環として県民の皆様へ動物愛護啓発のための情報提供を発信しております。
是非ご利用ください。

獣医師会とは？

更新情報

・スケジュールページ更新(12月02日)

・スケジュールページ更新
・2005年県政ギャラリー追加(11月9日)

・スケジュールページ更新(10月26日)

・「2005動物愛護フェスティバルふくおか」のお知らせ追加
・もしも・・・に備えて考えましょう！追加
・スケジュールページ更新(8月29日)

(12) ドッグウォーク（犬を散歩させながら公園等の糞を清掃）

宇都宮市

活 動 事 例 (事 業 名)	ドッグウォーク	
目 的	問題意識の高い地域において、ドッグウォークを動物関係団体と連携して効果的に普及啓発を行う。	
活 動 内 容	日 時 ・ 期 間	平成17年10月16日（日）（平成14年～）
	場 所	「黒木橋第1児童公園」（市内西川田町）
	参加推進員数	10名（愛護団体会員3名、一般市民7名）
	対 象 者 数	40名
	活 動 内 容	
	動物愛護団体主催のドッグウォーク（飼い主が犬を散歩させながら放置糞清掃運動を行うもの）に宇都宮市（市動物愛護推進員）が共催したものです。動物愛護団体会員の推進員が企画し、他の推進員は事前の周知・当日の参加をしました。 ※企画のための会議日数：3回程度	
経 費 等	糞害マナーチラシ各種の経費（消耗品費@40,000の一部） ※推進員の日当はありません（本市は、推進員活動は無償ボランティアで実施しているため）。	
成 果	動物愛護団体と連携し開催することで、地域に効果的にアピールすることが可能です。	
留 意 点 (苦労した点)	他の推進員に、事前に情報提供と参加を呼びかけました。	
今後の課題、 行政に望むこと等	他の推進員が、動物愛護団体の推進員と連携し、放置糞清掃運動を自主的に企画開催できるようにしたいです。	

(13) 適正飼養の指導・助言

茨城県

活動事例 (事業名)	学校獣医師設置モデル校事業地域ボランティア	
目的	学校での飼養動物の適正な飼養を確保し、児童への生命尊重や友愛等のかん養を図り、情操教育の推進を図ります。	
活動内容	日時・期間	平成16年7月（開始時期）～平成18年3月
	場所	鉾田市内の小学校
	参加推進員数	1名（愛玩動物飼養管理士）
	対象者数	110名
	活動内容	
	(1)飼養動物個体調査票作り (2)公開授業での獣医師の補助 (3)支援委員会への参加 (4)ウサギ小屋の改善、改修 (5)負傷ウサギおよび長期休暇時の預かり (6)繁殖制限についての助言と提案 (7)新聞等での子ウサギの新しい飼い主さがし (8)教室での飼養推奨 学校獣医師設置モデル事業：茨城県が県獣医師会へ委託している事業（次頁参照）	
経費等	ウサギ預かり時のえさ代 2000円位 ウサギ小屋改善改修については費用が発生しないよう工夫しました。	
成果	教室でのウサギ飼養を始めたことにより、動物をより身近に感じ、習性等を理解し、動物を大切に扱うことができるようになりました。	
留意点 (苦労した点)	PTA役員等とのコミュニケーション 授業の妨げにならないような訪問時間の確保	
今後の課題、 行政に望むこと等	活動を始めて、学校が飼養管理にかなり苦労していることを知りました。 動物を飼養している他の小学校等に対しても協力をしていきたいです。	

※学校獣医師設置モデル事業参加校（54校）中、動物愛護推進員が地域ボランティアとして参加している事例は、上記の事例のみです。

茨城県資料

学校獣医師設置モデル事業実施要項（抜粋）

茨城県保健福祉部

茨城県教育委員会

（趣旨）

第1条 この要項は、小学校で飼育する動物（以下「学校飼育動物」という。）の保健衛生と習性に合った適正な飼育を確保し、もって学校飼育動物を通じた児童への生命尊重や友愛等の情操のかん養を図り、学校における情操教育の推進に資するために行う学校獣医師の設置モデル事業（以下「モデル事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（モデル事業実施小学校の選定）

第2条 モデル事業の実施を希望する小学校で市町村教育委員会が推薦する学校のうちから、茨城県保健福祉部長（以下「部長」という。）と茨城県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）とが同意のうえ、モデル事業を実施することが適当と認められる小学校（以下「モデル事業実施小学校」という。）を24校程度選定するものとする。

（地域ボランティアの役割と委嘱）

第6条 モデル事業の趣旨に賛同し、ボランティアとして学校飼育動物の飼育支援を行おうとする者は、当該学校飼育動物を飼育している小学校の校長に対して、様式第2号により申請を行うものとする。

2 前項の規定による申請を受理した校長は、必要に応じて面接を行うなど当該申請の内容を審査し、適任と認めたときは、当該申請を行った者を学校飼育動物の飼育支援を行う者（以下「地域ボランティア」という。）として様式第3号により委嘱することができるものとする。

3 校長は、適任と認める者及び部長から適任者として推薦のあった動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第21条に規定する動物愛護推進員を、様式第3号により地域ボランティアとして委嘱することができるものとする。

栃 木 県

活 動 事 例 (事 業 名)	2005とちぎ動物愛護フェスティバルにおける 「動物なんでも相談」の実施（平成17年度より実施）	
目 的	同フェスティバル来場者を対象として、ペット等に関する相談を受け付けることによって、動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めることを目的としています。	
活 動 内 容	日 時 ・ 期 間	平成17年 9 月23日（金）
	場 所	栃木県動物愛護指導センター
	参加推進員数	6 名（獣医師 1 名、愛玩動物飼養管理士 3 名、一般人 2 名）
	対 象 者 数	52名
	活 動 内 容	
	当県では、命あるものである動物の愛護と動物の適正な飼養について県民の関心を深めるため、動物愛護週間行事として、毎年同フェスティバルを開催しています（主催：栃木県、宇都宮市、(社)栃木県獣医師会）。その1つとして、動物愛護推進員による動物なんでも相談コーナーを設け、来場者からのペット等に関する相談（ペットの習性、身体的症状、しつけ方等）に対し、獣医学の面に加えて、しつけ方等適正飼養について助言を与えることで、より相談者に近い多面的相談へ対応しました。動物愛護推進員は、企画、会議には参加せず、同フェスティバル当日の相談業務のみ参加、協力しています。相談内容については、同フェスティバル実行委員会が作成した様式に、相談内容、推進員の指導、助言等を記載しました。 ・相談内容……他の犬に敵対心がある、散歩の時、他の犬に飛びかかる。 ・指導、助言……喧嘩にならないような回避法（去勢、リードの引き方等）、おやつを使ってのしつけ等を助言。また、しつけ方教室を案内。	
経 費 等	動物なんでも相談カード（受付、内容等記載）、筆記用具等の消耗品	
成 果	相談者が頻繁に訪れ、また、気軽に相談できたことが好評であったようです。	
留 意 点 (苦勞した点)	推進員がわからない相談をされたときの答え方に苦慮したようです。	
今後の課題、 行政に望むこと等	同フェスティバルにおいて、気軽に相談をしたい飼養者が多くいたことから、今後は地域におけるサポート体制の構築が必要であると考えます。	

東京都

活動事例 (事業名)	保健所からの依頼を受けて電話相談	
目的	ねこをめぐるこじれた人間関係の調整	
活動内容	日時・期間	平成15年9月
	場所	
	参加推進員数	1名
	対象者数	3名(A夫人・B老夫人・C女)
	活動内容	
	A夫人は、捨てねこらしいねこに玄関先で餌を与えていました。肥っているだけだと思っていたねこが出産、5匹の子供を連れて来るようになると近所からも苦情を言われましたが、家族に喘息患者がいるので家に入れてやることはできません。近所の人の紹介で、「通称ねこおばあさん」であるB夫人と知り合い、子ねこをもらってくれる人を捜す間だけねこ6匹を預かってもらいました。しかし、昼夜を問わず何かと命令や注文をされ、「今、ねこが便をした、臭いからすぐに掃除に来るように。」というようなことを就寝時にまで連日言われることに疲れ果て、別の人の紹介で知り合ったC女に愚痴を言いました。 C女は長年「地域ねこ活動」をして来た人で、①理不尽なB夫人から1日も早くねこを取り返す ②子ねこは必ず貰い手を捜す ③母ねこは不妊処置をして「地域ねこ」にする という案を出し、A夫人とC女は二人でB夫人と交渉をしましたが、感情的にこじれるばかりでした。 最終的には、それぞれが保健所等に直訴し、私に相談が寄せられました。 それぞれの主張はこうです。 A夫人：B夫人にお世話にはなったが、命令や注文が度を越えている。 ねこを人質に取られているようなもので、早く返して。 B夫人：命令や注文などしたことはない。Aさんは、ねこの世話が面倒になって捨ててしまおうとしている。そんなことはさせない。 Cさんの不当な介入を都や区に訴えた。 C女：Bさんは、ねこに詳しいと言うが、だらしく餌やりをする人。 私が、母ねこを地域ねこにするための指導をする。 Bさんの理解力が悪いだけで、私は嘘をついたり脅したりしていない。 私は、三人に時間をかけて話をし、それぞれに下記のようにお願いしました。 A夫人へ：子ねこたちが幸せな家庭に引き取られたのだから、「いいことをした。がんばった。」と誇りにして下さい。途中で挫折してしまう人が多いのに、全ての子ねこに貰い手を捜したあなたの責任感と深い愛情に驚いています。いろいろな感情の行き違いはあったとしても、本当に困った時に助けてもらったのは事実なので、B夫人に対し正式にお礼の訪問をしてください。そしてそれを最後の接触にしてください。 B夫人へ：(学歴や職歴をうかがうと大変すばらしかったので)それだけすばらしいキャリアをお持ちなら、ねこだけでなく貴方の活躍や指導が必要な分野は他にも多いはず。一匹のねこにすら優しい貴方の人柄はよく理解するが、自分の娘のような年頃の人とゴタゴタするのは、貴方のせっかくのキャリアに傷をつけるようなもの。もしもねこを預かったまま体の調子でも悪くなってきたらと世話ができなくなったら大変なのでもう関るのはやめましょう。 A夫人に正式にお礼の訪問をするように私が説得するので、静かにそれを受けて、それでお終いにするのが最良の方法です。 C女へ：貴方の「地域ねこ活動」はすばらしいが、Aさんは普通の奥さんで、Bさんは老人。貴方の知識や気力について来ることができないのは仕方ない。もっと喫緊の問題もあるだろうからそちらに気持ちを切り替え、より多くのねこを助けた方が良くはないか。 結局、これで解決しました。「かわいそうなねこ」をめぐる、各々の方の自尊心が傷付いたということが原因でしょう。それぞれに心優しいすばらしい方ばかりだったのです。このように、表面的には動物のトラブルのように見えても、実は人の心の問題、というケースは、第三者の介入がかならず巧く機能すると断言はできません。 しかし、動物に関する知識だけでは推進員は務まらない、という事例の紹介にはなるかもしれませんが。基本は、それぞれの自尊心を認め、上手な聞き手になること、穏やかであることです。	
経費等	A夫人・B老夫人・C女・私の4人で会った時は、保健所の会議室を使用させてもらいました。費用の支給はありません。	
成果	関係者三名が、それなりに自尊心を回復し納得したことが成果ですが、このような事例に多々関与する前例となるなら、マイナス成果です。	
留意点 (苦労した点)	① 人にはそれぞれ「誇りとする部分」があるので、それを察知して、トラブルと直接関係ない例をあげて誉めること。 ② 相手の悪口には決して同調しないこと。 ③ 年齢が若い推進員や性格的にこのような活動に適さない人は、始めからこのような事例にかかわらないこと。などです。	
今後の課題、 行政に望むこと等	特にありません。	

東京都

活動事例 (事業名)	糞尿被害に関する助言	
目的	荒川区区内におけるねこの糞尿被害を訴える住民への助言	
活動内容	日時・期間	平成17年10月3日
	場所	自宅
	参加推進員数	1名
	対象者数	被害者複数、加害者1名
	活動内容	
	荒川区役所生活衛生課の担当者より区内の糞尿被害の訴えに対し、協力依頼の電話があったため、同日午後に被害者代表に連絡をとりました。被害の詳細（場所、期間、被害状況、加害者との関係等）を約1時間聞きました。1つ1つ丁寧に解決方法等を助言しました。	
経費等	0円（電話代含まず）	
成果	電話で話すことで、被害者も落ち着いたようでした。解決には時間がかかりますが、これから少しずつ加害者と話し合い等していきます、と前向きなご意見をいただきました。	
留意点 (苦労した点)	諦めかけていた被害者達の心情を察しつつ、解決に向けて前向きになれるよう助言しました。	
今後の課題、 行政に望むこと等	今回で終了ではなく、自治体と協力し、今後も引き続き解決に向けて協力していこうと思っています。 行政には、同区内推進員同士の交流や協力体制を作っていただきたいです。地域ごとの活動などを知り、勉強したいです。	

長野県

活動事例 (事業名)	動物の正しい飼い方普及月間	
目的	動物の正しい飼い方を普及啓発し、動物愛護の意識を高揚させ、人と動物が共生できる潤い豊かな社会の構築を図ります。	
活動内容	日時・期間	平成17年6月（1ヶ月間）
	場所	—
	参加推進員数	30名（訓練士2名、会社員11名、主婦6名、動物取扱業4名、 獣医師2名、農業1名、その他の自営業2名、無職2名）
	対象者数	—
	活動内容	
	推進員が関わったのは、 1. 犬のしつけ方教室、2. ねこの飼い方講座、3. 動物の飼い方相談窓口、 4. 特定動物飼養施設巡回の同行、5. 学校飼養動物訪問、 6. 動物愛護管理技術研究会（地域ねこについて） への参加です。	
経費等	研修会講師報償費11千円・講師旅費18千円 推進員に支払われた経費（月間中のみの金額ではありません） 1. 報償費：1人700円×14日（年間） 2. 旅費：1人600円×14日（年間）、2,000円×1日（年間） 推進員に対して支払われる県費はこれですべてです。	
成果	研修会の開催により、新しい知識を習得できます。また、保健所と共に活動することで、推進員の存在をPRできます。	
留意点 (苦労した点)	月間行事の実施計画の推進員への振り分けと研修会講師の選定です。	
今後の課題、 行政に望むこと等	独自色の強い行事の開拓と県民への効果的なPR方法の検討です。	

2

推進員が 自発的に行う活動

(1) 適正飼養の指導・助言

東京都

活動事例 (事業名)	小学校での動物愛護についての講話	
目的	学校側からの要望に従い、学校動物の適正飼養指導と、動物愛護の講話を通し、小学生及び広く関係者に愛護精神の高揚をはかることです。	
活動内容	日時・期間	① 9月22日(木) ② 9月26日(月)
	場所	世田谷区内の小学校2校
	参加推進員数	① 4名 ② 1名(他推進員以外1名)
	対象者数	① 1年生127名、教諭2名 ② 高学年生16名(飼育員)、教諭2名
	活動内容	
	① 生活課の授業として ・対象者が1年生でしたので、ハムスターの縫いぐるみを使用して、5分ほどの動物愛護の人形劇を実施しました。 ・ウサギという動物に興味を持ってもらうため、B4判の画用紙にウサギの体を描き、そこに足(ウサギのものと豚のものを用意)と、鼻口(ウサギとねこ)を選んで貼り付けるパズルをグループ(5～6人)で実施しました。 ・写真ポスターを見せながら、手洗いの模擬練習を一斉に行ないました。 ・ウサギの実物大の縫いぐるみを使用した抱き方の説明や、その習性などから、飼養の指導(側で大声を出さない、追いかけない等)を1年生に分かるように説明しました。 ② 委員会活動として(飼育員の生徒が対象) ・高学年の飼育員が対象のため、少し専門的な飼養指導(掃除、餌やり、雄と雌と一緒に飼わない、小屋の話等)の講話を実施しました。 ・動物愛護の話(東京都における犬・ねこの殺処分の話、命の大切さの話、飼わないという選択肢の話)をしました。 ・飼養指導における質疑応答(「ウサギに与えてはいけない物は?」「ウサギが嫌いなことは?」等質問への返答)をしました。	
経費等	現地までの交通費・指導用写真見本やポスター紙代・ウサギパズルの作成費及びコピー代等	
成果	① 命は大切なものと改めて実感し、又ウサギを身近に感じる機会になったようです。 ② 疑問と今後の飼養上の悩みが解決したようでした。	
留意点 (苦労した点)	① 対象者が低学年なので、分かりやすい表現、具体的な見本、あきさせない工夫をしました。 ② 小屋やウサギの状態を事前調査しました。	
今後の課題、 行政に望むこと等	一度伺った学校は、再度利用してくださることが多いのですが、今後は活動の場を広げるため、様々な学校に活動を知ってもらうことが課題です。今回の活動に限らず、皆、様々なスタイルで活発に活動していますが、推進員の知名度がまだ低く、「それは何?」という反応をいただきます。行政でも少し宣伝していただけるとより活動しやすくなると思います。	

東京都

活動事例 (事業名)	知人からの紹介で電話相談 (ドッグランで犬がケンカ、自分の犬が相手の人をかんだ)	
目的	区民の生活に密着したペットの問題について、解決の糸口を探すお手伝いをする事です。	
活動内容	日時・期間	平成17年2月から約2ヶ月
	場所	自宅
	参加推進員数	1名
	対象者数	3名
	活動内容	
	相談内容は下記のようなものでした。 相談者の長女A子（未成年）がドッグランに参加したところ、出会い頭にB女所有の犬とケンカになりました。とっさに、自分の犬を助けようと2匹の間に入ったB女が、A子の犬にかまれてケガをしたということで、警察に訴えられてしまいました。損害賠償請求をされそうですが、そもそもケンカ中の犬同士の間に入るといふ過失はB女にあり、おまけに自分の犬がかんだという証拠もない、A子は受験前なのでこのようなことにまき込みたくないし、犬はかわいいし、どうしたら良いだろう、という母親からの相談でした。 そこで、次のように話しました。 ① ドッグラン参加は相当のしつけや訓練をし、十分な注意を払わなくては危険がいっぱいあること ② 受験前の今であるからこそ、家族の絆の強さをこの事故で確認して欲しいこと、そして、その経験は一生の宝かもしれないこと ③ それでも飼うという愛情の深さに感動していること また、すぐに相手に電話をし、「良く考えたら申し訳なかった、どうしたら良いか教えてほしい。」と言うこと、ご紹介した弁護士に相談し、どのような場合にも備えることの2点をお願いしたところ、示談書を作成してもらい、少額の支払いで解決しました。	
経費等	特にありません。	
成果	「ドッグライフを楽しみたい」という安易な風潮がありますが、飼い主の確かな知識としつけや訓練の必要性が問われた一件です。 優れた弁護士さんを紹介できたことも結果を良くしましたが、当事者たちが、自分の犬の飼い方を考え直す結果となったことが成果でしょう。	
留意点 (苦労した点)	① 感情的になっているので、事実確認をする。 ② 法律に関しては、弁護士法に触れる恐れがあるため慎重に対応する。 ③ 犬について「しつけは一生、事故は一瞬」であることの責任は全て飼い主にある事を理解して、冷静に考えてもらえる話の流れを作る。 ④ 犬に責任転化し飼養放棄とならないように配慮する。	
今後の課題、 行政に望むこと等	担当地区での「ドッグラン開催」についての問題点を提示できるよう自己研鑽に努めたいと考えます。	

東京都

活動事例 (事業名)	ドッグランでの適正飼養の普及	
目的	ドッグランを利用する飼い主に対し、適正に飼養することのアドバイスなどを通して、動物と楽しく共生していくことを目指します。	
活動内容	日時・期間	2005年6月25日より週3～4日実施
	場所	都立小金井公園
	参加推進員数	1名
	対象者数	犬の飼い主他
	活動内容	
	ドッグラン・ボランティアと協力し、毎日数名で利用飼い主と犬たちを観察、人と犬がどのようにトラブルなく関われるか検討して、適正飼養についての話し合いを深めます。施設を利用して自ら作成した啓発資料や、福祉保健局からのポスター等を掲示し、広く一般の方々にも生命ある犬たちに対し、より理解を深めてもらっています。週に約20名の相談を受けています（次頁資料参照）。	
経費等	パソコンを利用して、主にA4サイズで資料を作成し、拡大・カラーコピーをして見やすくしています。用紙代、インク代、コピー代等の費用がかかります。	
成果	最初の頃は、掲示物に大変興味が集まり、そのうちにドッグラン内の犬の様子に興味を持たれる方が多くなってきました。犬たちにやさしい人々が増えたように思います。	
留意点 (苦労した点)	適正飼養については、一部の飼い主に理解のない方がいます。説得方法について苦心しています。	
今後の課題、 行政に望むこと等	人と動物の共生については、とても奥が深いものでもあり、シンプルな考えでもあると思います。誠意とやさしさを持ってアドバイスしていければと思います。行政から事務費の補助があると、もっとやりやすいと思います。	

東京都資料

フレンドカードもらってドッグランのマナーアップ！



飼い主さんもひと休み

登録臨時受付

「お悩み」ある
かしら…？



「ワンちゃんお悩み相談室」



のどが渴いても大丈夫！
お水があるから安心サ！！



仲良く、順番ね！





小金井公園ドッグランは人と動物の豊かな共生社会を目指しています。

小金井公園ドッグランボランティア会 

東京都

活動事例 (事業名)	集合住宅における適正飼養の助言	
目的	集合住宅におけるペット飼養に関するアドバイス	
活動内容	日時・期間	平成17年7月10日(日) 10:00～
	場所	東京都八王子市・青梅市
	参加推進員数	1名
	対象者数	2名
	活動内容	
	ペット不可マンションにおけるねこ飼養の相談があり、既飼養者への助言を行いました。以前は派遣の管理人が動物好きで、動物飼養は黙認の状態でした。しかし、新しい管理人に代わってから、エレベーター横に「ペット禁止、見かけた方は管理人室まで連絡を」という貼り紙が貼られるなどして、徐々に問題が表面化してきてしまっているとのことでした。ルール、マナーを守った飼養においては問題化しませんが、一部のマナー不心得者の行動をきっかけに一気に問題化しかねない状況にあります。相談者に対し、以下のとおり助言しました。 1. とりあえず日常生活の中で、近所（飼養有無問わず）との付き合いを意識して始めてみてはどうか。ねこ飼養世帯も多々あるようで、それについて困惑している方々も多いと思われるが、相談者は近所との付き合いがないため、状況が分からないとのことでした。 2. 同時に、管理人との人間関係作りにも努力する。具体的には、特別なことをする必要はなく、まずは顔を合わせたときの挨拶からはじめるとよい。 3. ペットを外に一切出さないことが大前提で、それを徹底する。 4. フローリング床に絨毯などを敷いて、下の階への騒音を防止する。 5. トイレ砂等のゴミ出しにも分別、出す時間などを配慮する。 6. その他、適正飼養のため最低限心得ておく事を再確認し、無用のトラブルの発生を防止する。 7. あるべき姿として、ペット飼養全世帯がマナーを守り、現状何の問題も生じていないし、将来にわたり何の問題発生懸念もないという既成事実を早期に確立できるよう近所みんなで努める。	
経費等	特にありません。	
成果	飼養者同士とともに、非飼養者との人間関係（近所付き合い）の重要性も実感いただけたと思います。	
留意点 (苦労した点)	当事者ではないので、あくまでも助言の域を超えないよう留意しました。	
今後の課題、 行政に望むこと等	推進員同士のネットワーク作りに努めていきたいと思っています。	

大 阪 府

活 動 事 例 (事 業 名)	自宅集合住宅内 ペット飼育会の管理	
目 的	集合住宅内でお互いに快適に暮らしていく為に、自主飼育会を発足させ適正飼養・マナーに関して取り決めを行い、遵守するようにアドバイスする事です。 経緯：1996年に、一部の不適切な犬の飼養者が大きな問題となり、また、動物飼養に関する規約が「あいまい規約」であった為、管理組合から飼養禁止の方向であると警告された事が発足のきっかけとなりました。	
活 動 内 容	日 時 ・ 期 間	平成7年より現在に至る
	場 所	自宅のある分譲マンション（守口市）
	参加推進員数	1名
	対 象 者 数	犬・ねこ飼養家庭現在25軒
	活 動 内 容	
	ペット飼育会の幹事 ① 自主規約・誓約書の作成・管理 ② クレーム処理 及び 管理組合・管理事務所・清掃担当者との対応 ③ 飼育会（勉強会含む）の開催（年一回） 昨年は狂犬病について ④ 日常管理→清掃・見回り（被毛や糞尿害処理と吠え声対策。敷地内で散歩させる悪質近隣居住者（放し飼い・糞放置）に対し忠告 ⑤ 連絡文書・名簿・注意ポスターの作成 ⑥ 飼い方相談（しつけ・不妊手術・病院紹介）	
経 費 等	エレベーター内清掃用具購入・ポスター作成費 3000円／年 目印・印刷代他の物品は、飼養者から年会費を集め対応しています。	
成 果	管理事務所→飼育会幹事→当事者の流れを確立した事で、近隣ゆえに言いにくかった苦情も言い易くなり、感情論争を避けられます。また、第三者が介入する事で苦情元の飼い主も以前より素直に努力する様になりました。 管理組合関係とは今のところ良い関係で進んでいます（日頃の清掃活動と苦情処理、特に推進員になった事でより信頼して頂ける様になりました）。	
留 意 点 (苦労した点)	飼い主さんのタイプ・生活習慣等がバラバラで統制が取れにくかったことです。 自己主張が強く、苦情や管理組合の忠告に素直に耳を貸さない飼い主が多かった事です。説得の方法など、かなり工夫が必要です。 不勉強な飼い主が多すぎる事です（入手直後の“吠え”のクレームが非常に多い）。 苦情は即対応しなければならない事です。糞便等の苦情の場合は素早い対処が可能ですが、“吠える”などの問題はすぐさま解決しない為になかなか効果があらわれず、また近隣関係の問題も絡み、苦情を言って来られた方へ事後説明するのに苦労します。	
今後の課題、 行政に望むこと等	規則を守らない常習者への対応です。 規約の見直し必要性：文章が硬く文字数も多いため、きちんと読んでいないという状況をふまえ、分かり易いものへ改訂する若しくはルールガイドブックを作成する予定です。また終生飼養に関しての文言を付け加ます（ここ2年、家庭の諸事情で飼養不可能（飼い主が急逝・離婚）の問題が続けて発生した為）。 犬の苦情が最も多いのですが、ねこでは多頭飼養（ねこ屋敷とねこのブリーダー）による隣家への侵入と発情期の鳴き声、糞尿問題の苦情がありました。その他「飼養可とされている犬ねこ以外の動物」については飼養状況のチェック機能が無く、昨年はウサギの多頭飼養（6羽）ベランダ飼養による悪臭・騒音のクレームが勃発しました。過去に鳥のベランダ飼養による朝の騒音と臭い飛散物のクレームもありました。プレーリードッグ脱走事件もあり、今後はエキゾチックアニマルも含め、対応（相談できる）を準備しなければならないと感じています。 特に犬のワクチンや登録に関しては、殆どの飼い主がきちんと理解していない状態でした。狂犬病と混合ワクチンはどちらか一方だけ受けているというケースが多く、特に小型犬は混合ワクチンのみが目立ちます。また、登録に関しては認知度が低く、役所の担当が分からない、平日行けないという理由など、未登録のままになりがちです。自主規約ゆえに再確認していませんでしたが、次年度よりチェックする事を決議しました。また、初心者飼い主さん用に、分かり易い飼い方ガイドブックを作成する予定です。 集合住宅では、飼養動物以外に他の侵入動物に悩まされており、管理事務所から「住み着いたハト・ねこの対応法」の相談が持ちかけられました。勉強不足でとっさに対応できず、ようやく府の相談窓口を紹介しましたが、動物別に窓口が異なる為、資料をまとめておく必要があると思いました（住民からも相談を受けます）。 築18年となり、居住者の入れ替わりや部屋貸しするケースも増え、クレームが起きてから処理するパターンが多く苦慮しています。不動産業者によっては我がマンションを「ペット飼養OK」と謳う業者がいる事など、問題が複雑になってきていると実感します。飼養を始めた飼い主、またはペットを伴った新入居者に事前に規約を知って貰う為には、マンション自体の規約改正の方向も検討する必要があります。	

大 阪 府

活 動 事 例 (事 業 名)	集合住宅でのペット飼養に関する話し合い	
目 的	ペット飼養をマンション内で認可してもらうための活動です。	
活 動 内 容	日 時 ・ 期 間	平成16年～平成17年 3 月
	場 所	大阪府枚方市内のマンション
	参加推進員数	1 名
	対 象 者 数	全世帯（約1,000世帯・6 棟）
	活 動 内 容	
	本推進員が居住していたマンションでは、ペット飼養に関する問題が浮上し、飼養者と非飼養者の両方から苦情が聞かれるようになりました。そのため、ペット飼養に対する住民の意識、動物に対する許容、飼養者の意識を調査しました。その結果を踏まえ、飼養者に対し、非飼養者がどのようなことを迷惑に思っているか（アレルギー、騒音、臭い、嫌悪）理解してもらい、飼養者と非飼養者の両方のメリットについても話しました。	
経 費 等	住民の会が負担（住民の会にはペット飼養者・非飼養者ともに参加）	
成 果	ペット飼養可になりました。また、昨年からはペット飼養者によるペットの会が立ち上がりました。現段階では問題が起きることなく、機能しているようです。	
留 意 点 (苦労した点)	両者にとって、損得を感じさせないよう、また言葉を曖昧にすることによる責任の押し付けが将来起きないように注意しました。	
今後の課題、 行政に望むこと等	話し合いの中で行政に望むこととして、マンションが京都まで数 km というところにあり、動物が行方不明になったとき、連絡をとる場所が何ヶ所かになってしまうので、せめて近隣行政機関内での連絡を、また知らせを受ける手段を考えてほしいという要望がありました。	

松 山 市

活 動 事 例 (事 業 名)	登録、狂犬病予防注射の実施、愛犬のしつけ方教室のチラシの配布、犬・ねこ不妊・去勢手術の推進	
目 的	未登録犬、未注射犬を減らします。市民に犬のしつけ方を普及することで、適正飼養の向上を図ります。不妊・去勢手術を推進し、不幸な犬・ねこの数を抑制します。	
活 動 内 容	日 時 ・ 期 間	—
	場 所	松山市保健所
	参加推進員数	10名（獣医師）
	対 象 者 数	犬・ねこの飼い主
	活 動 内 容	
	登録及び狂犬病予防注射（鑑札の交付を含む）を各動物病院で行ないます。動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めるため、愛犬のしつけ方教室（市主催）の案内チラシ（経費はかかっていません。次頁資料）を動物病院ごとに5枚ずつ、市の方から送付し窓口に置いています。 犬・ねこの動物がみだりに繁殖することを防止するための不妊・去勢手術を行い、動物の適正な飼養及び保管に関する知識の普及啓発を行っています。松山市犬・猫不妊・去勢補助金申請書（H14年度開始）を各動物病院（36ヶ所）の窓口置き、飼い主に対し動物愛護の普及啓発を図っています。推進員は10人です。	
経 費 等	1名につき年間12,000円の報償費	
成 果	申請書を受け取ることができる窓口が増え、市民サービスになっています。	
留 意 点 (苦勞した点)	特にありません。	
今後の課題、 行政に望むこと等	より多くの飼い主に犬・ねこ不妊・去勢手術及びしつけの必要性を理解してもらうことです。	

松山市資料

平成 17 年度 松山市

♪ 愛犬のしつけ方教室 ♪

＊ ＊ 愛犬とのくらしを楽しむために ＊ ＊

日時： 2月25日（土） 10：00～12：00

場所： 松山市保健所 4階 研修室

（松山市萱町6丁目30番地5 TEL089-911-1862）

愛犬のしつけ方で困ったことはありませんか？

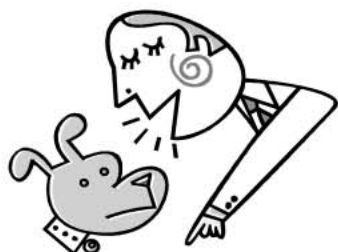
最近、犬のしつけをきちんとしていないことで、トラブルが
起こるケースがあります。

しっかりしつけをして愛犬と楽しく過ごしましょう！！

内容： 講師によるしつけ方法の実演

- | | |
|--------|--|
| ○対 | 象：市内在住で、現在犬を飼育している人、または
これから飼育予定の人（ <u>当日、犬の同伴はできません。</u> ） |
| ○定 | 員：先着30組 |
| ○申込み方法 | ：電話のみの受け付となっております。 |
| ○受付期間 | ：2月1日（水）～2月17日（金）まで
（午前8時30分～午後5時、土・日・祝日は除く） |

なお、ご不明な点がございましたら、下記の連絡先までご連絡下さい。



〒790-0813

松山市萱町6丁目30番地5

松山市保健所 生活衛生課 動物愛護担当

（TEL089-911-1862）

全 国

全国資料

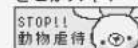
活動事例 (事業名)	適正飼養に関するホームページの作成	
目的	飼養されている、あるいはこれから飼養される動物に対する適正飼養の普及啓発を目的としています。	
活動内容	日時・期間	特に定めていません。
	場 所	—
	参加推進員数	1名
	対象者数	—
	活 動 内 容	
	携帯のホームページ作成機能を使って、自らホームページを平成17年4月に立ち上げました。ホームページ上の掲示板や、直接メールでのやりとりを通じて飼養相談等に答えています。現在までにホームページを見た者は約4000名、メール等で飼養相談を行った者は約10名になります。また、ホームページ上にて動物に係る法律を表示させたり、特定の動物ではありますが、モルモットの飼養方法等もわかりやすく載せてあります。	
経 費 等	通信にかかるパケット料金	
成 果	多少ではありますが、「わかりました」「参考になりました」等の返信が寄せられます。写真添付でのメールは、よりわかりやすい情報の提供ができました。	
留 意 点 (苦労した点)	愛玩動物飼養管理士の資格があるとはいえ、すべての動物に対応できないため、知らないことは知っている人に聞いたり、調べたりしますが、自信のないものに対しては、その旨を相手に伝えるようにしました。	
今後の課題、 行政に望むこと等	すべての答えに対し、その後の状態等の報告が寄せられないので、自分の出した答えで間違っていなかったのかわかりません。相手の見えない飼養相談は難しいと思います。また、推進員の存在を知らない人が多く、個人活動は難しい面があるように思います。高知では平成17年度に設立されたばかりで、横のつながりもなく、互いに連携を取り合えるシステムも必要なのではないかと思っています。	

モル森ビレッジにようこそ!!
飼育初心者も飼育に自信満々の人も楽しくて有意義なお話や情報交換をしましょう(^.^)

あなたで4156人目!
管理人改め村長が愛玩動物飼養管理士2級取得に伴いHPをリニューアルしたよ!
現在、MIXわんこ2匹、モルモット2匹、セキセイインコ5羽、飼養中! 11月7日、マリモ2匹(?)仲間入り!
4月23日銭亀の仲間入り☆



モルモットってカワイイ声で鳴くよね! キミはモルのどこがスキ?



◎メールでの質問に関する注意点
年齢・性別・飼いはじめからの期間・飼育状況・モルの状態を詳しく教えて下さいね(^.^)

動物を飼う時に守って欲しいこと

モルモットの飼い方

★モル話掲示板

その他の動物話はココ

モル森ビレッジ住民登録所/ペットのPR・写真投稿してね

村長の動物アルバム

村長の動物たち

村長室(マイブログ)

村長日誌

すぐにレスの欲しい質問は直接・でもOK!

またいつでも遊びに来てね!

ワンコニャンコランク U・V・U (動物愛護)

(補助犬応援できたて)

Love Pet Ranking

オールペットランク

♥前人未到ランキング♥

ちょっとだるだる

友だちリスト(0)

HPデータ 足跡

ブックマーク My Link

Start 2003/11/2

Update 2005/4/24

<http://ip.tosp.co.jp/i.asp?i=molutoro> →

(C) T. O. S

(2) しつけについての指導・助言

北海道

活動事例 (事業名)	しつけに関するアドバイス	
目的	高齢者の飼い主に対する正しい犬の扱い方の指導	
活動内容	日時・期間	平成17年12月21日・25日
	場所	自宅前、散歩道
	参加推進員数	1名
	対象者数	1名
	活動内容	
	高齢者の飼い犬が散歩時に引きが強く、足腰が弱っている飼い主が怪我したことがきっかけで助言することになりました。これから冬にかけてきちんと散歩ができるよう、主として犬と飼い主の関係やリーダーウォークについて指導しました。しつけをするにしても、飼い主の体に負担がかからないようにしました。例えば、この飼い犬は中型よりひとまわり大きい犬でしたが、これまで飼い主はハーネス（胴輪）を使用していたために、引き癖を助長していました。そこで代わりにハーフチェック（首全体でなく、部分的に合図が入る）首輪を使っていただきました。また、脚側歩行に関しては、合図の仕方によってひっぱりっこにならない方法を教えました。	
経費等	特にありません。	
成果	飼い主が高齢なため、難しい面はありますが、多少は理解していただけたと思います。	
留意点 (苦勞した点)	雪道ではかなり苦勞しました。	
今後の課題、 行政に望むこと等	時間をかけて、引き続き飼い主と犬の様子を見ていくことが必要です。行政でしつけ教室を開催する場合には、室内で飼い主と犬がペアで入れるような場所を提供してほしいと思います。	

埼 玉 県

活 動 事 例 (事 業 名)	犬のしつけ方教室	
目 的	犬の飼い主及びこれから犬を飼いたいと思っている人に、正しい飼養方法を指導します。	
活 動 内 容	日 時 ・ 期 間	毎月第2・第4水曜日
	場 所	埼玉県動物指導センター
	参加推進員数	3～4名
	対 象 者 数	10～15組（犬と共に家族参加もあり）
	活 動 内 容	
	自治体とともに、犬の飼養者及びこれから犬を飼おうと考えている人たちに対して、犬の本能や習性、しつけの必要性などを指導しています（次頁参照）。犬の飼養者には家族で参加する組もあります。犬を連れて参加する人がほとんどですが、飼い主のみの参加も可能です。毎月2回実施し、この2回をセットとして受講します。この際参加者には「愛犬のしつけ方教室オリジナル傷害保険」に加入してもらいます。 講習は1時間ほどで、埼玉県動物指導センター（以下、センター）の職員が行います。テキストに沿って犬の正しい飼養を説明し、間にビデオ研修を取り入れています。この間、犬は飼い主と一緒にいます。（どうしても待てない犬に対しては、しつけ方教室に参加した推進員が外に連れ出します。）講習終了後、しつけ方の実技に入ります。毎回10組から15組ほどの参加があり、指導者はセンターの職員が3名、推進員が3～4名です。1人2～3組を担当します。それぞれの家での飼養状況を聞き、それぞれに対してアドバイスを、必要に応じて実技指導をします。 しつけ方を習いたいと思う飼い主は年々増加してきていて、この「愛犬のしつけ方教室」も2～3ヶ月待ちという状況になっています。	
経 費 等	特にありません。	
成 果	犬についての正しい知識を学ぶことで、自分の愛犬を「いい子」にしたいという思いが、1回目より2回目の方が強く現れています。	
留 意 点 (苦勞した点)	無料で受講できるため、「どうせ受けてもだめだ」など、はじめからあきらめた考えで参加する人も中にはいます。そのような人を前向きにする話術も必要となりました。また、1回に2～3組を担当するため、時間内に十分な指導ができない場合もあります。	
今後の課題、 行政に望むこと等	「愛犬のしつけ方教室」に参加した飼い主に関しては、推進員が独自に行っている「しつけ方教室」の参加案内もしています。しかし、新たに受講希望の飼い主には、数ヶ月受講できないで待っている間に、犬はそのまま成長してしまいます。 愛犬の問題をできるだけ早く良い方向に持っていけるよう何らかの方法を考えていかなければと思います。	

埼玉県資料

愛犬のしつけ方教室日程表

開催場所 動物指導センター

第1日目	第2日目
毎月第2水曜日 13時30分～	毎月第4水曜日 13時30分～
講習会：研修室 実技実習：ふれあい広場	講習会：研修室 実技実習：ふれあい広場
1 開 会 2 所長あいさつ 3 オリエンテーション 4 講 習 (1) ビデオ鑑賞 (2) 犬の本能・習性 (3) 成長と発達 (4) しつけの必要性 (5) 問題行動とは (6) しつけビデオ鑑賞 5 休 憩 6 実技指導員紹介（班分け） 7 実技実習 (1) 自発的訓練法 (2) 服従訓練	1 開 会 2 オリエンテーション 3 講 習 (1) 優位行動 (2) 問題行動 (3) 服従訓練 (4) 人の優位行動 (5) ビデオ鑑賞 4 休 憩 5 実技指導員紹介（班分け） 6 実技実習 (1) 飼い主の優位行動 (2) 服従訓練 (3) 社会化訓練

愛媛県

活動事例 (事業名)	「しつけ方」教室の開催	
目的	しつけに失敗したため、犬を手放す人がいます。しかしこれは殆ど飼い主の責任です。簡単なしつけの基本をマスターさえすれば、犬との共生は楽しいものとなり、処分される犬の減少につながることから、飼い主と犬のために「しつけ方教室」を開催しています。	
活動内容	日時・期間	平成17年11月～平成17年12月の期間中（4回コース）
	場所	愛媛県動物愛護センター
	参加推進員数	2名（訓練士有資格者）
	対象者数	30名（初級・中級）
	活動内容	
	犬の訓練資格を持っている推進員が、犬のしつけに困っている人たちを対象に、正しい犬の訓練方法を指導しています。分かりやすく熱心に指導してくれるため、大変人気があります。現在犬の飼い主で、飼い犬に最低限度のしつけを身につけさせるための基本原則を習いたい飼い主を対象としています（悪癖改善等は除外）。 指導内容：犬の心理と行動をマスターしてもらうことを原則とし、犬の引き運動を中心に、飼い主と犬がコミュニケーションを図り、良い関係が結べるよう指導しています。	
経費等	報償費として12,000円×4回＝48,000円	
成果	犬の心理・行動をお教えしたり、正しいしつけのあり方を理解いただくというような分かりやすい実践的教育指導をしているため、犬のしつけに困っていた飼い主や、しつけ方を習いたい飼い主に「犬との生活が今まで以上に楽しいものになった」と好評です。	
留意点 (苦労した点)	犬のしつけを学びたいという希望者を行政が募集しますが、一回の受講者数に限界があり、希望者が大変多く選定に苦労します。	
今後の課題、 行政に望むこと等	犬の問題行動に困り、途中放棄する飼い主が多いことから、犬のしつけ方を指導できる人材は大変貴重です。今後とも行政と連携を図り、終生飼養のためのしつけ方教室を地道に行う必要があります。	

(3) 動物ふれあい活動

茨城県

活動事例 (事業名)	小学校の動物愛護啓発活動	
目的	小学校の児童に、人のために働く犬（動物介在活動犬）とのふれあい体験をしてもらい、犬の持っている能力やしつけの大切さを知ってもらうことです。	
活動内容	日時・期間	平成17年5月24日（火）1回のみ
	場所	守谷市内の小学校
	参加推進員数	1名（愛玩動物飼養管理士）
	対象者数	60から70名
	活動内容	
	（動物愛護推進員：アシスタントとして） 小学校からの依頼により5年生を対象として、人のために働く犬の様々な能力について学び、そのなかでも動物介在活動犬を直接見せ、どのような訓練を行っているか、老人保健施設ではどのように活動しているかについて講習しました。 その他に一般的な犬のしつけの必要性なども説明しました。	
経費等	パネル作成費 2,000円	
成果	犬とのふれあいを体験して、しつけの大切さを伝えることができました。	
留意点 (苦労した点)	生涯学習の一環として、15分の授業を担当しましたが、1時間ぐらい取ればよかったと思います。	
今後の課題、 行政に望むこと等	写真パネルで説明しましたが、写真入りのパンフレットがあればもっと良かったと思います。	

茨 城 県

活 動 事 例 (事 業 名)	老人保健施設への訪問活動（市や施設からの依頼による）	
目 的	老人保健施設へ動物介在活動犬（SDD＊認定）と訪問し、施設入所者と犬が触れ合うことで、入所者の気持ちを癒したり、元気付けたりすることです。	
活 動 内 容	日 時 ・ 期 間	① 平成11年 9 月～継続中 ② 平成14年 6 月～継続中 それぞれ毎月 1 回
	場 所	① 守谷市内の老人保健施設 ② 取手市内の老人保健施設
	参加推進員数	1 名
	対 象 者 数	各入所者40名
	活 動 内 容	
	・ 動物愛護推進員と動物愛護団体会員が協力して、犬と共に施設を訪問し、入所者の方に犬とのふれあいを楽しんでいただき、犬による気持ちの癒し等の活動を実施しています。（①守谷市内、②取手市内共通） ・ 作業療法士の指示により、入所者のリハビリの手伝いを実施しています（犬にボールを投げる、犬と散歩するなど）（②のみ）	
経 費 等	① 犬のシャンプー代、車のガソリン代等（自己負担） ② 犬のシャンプー代、交通費等は地元ライオンズクラブから支給されます。	
成 果	① 入所者の笑顔が多くなる、犬の名前を覚えることができたなど記憶力の維持ができたり、会話が多くなったりしました。 ② 入所者に楽しんでリハビリを行う姿が見られます。	
留 意 点 (苦労した点)	① 動物介在活動認定試験に合格した犬とし、人と犬の清潔に留意することです。 ② 体の不自由な入所者が犬と行動をとるため、安全には十分に注意しています。	
今後の課題、 行政に望むこと等	① 動物介在活動犬の育成と活動に参加してくれる人の増加です。 ② 施設に全面的に協力をいただいているので、課題等は特にありません。	

＊SDD（スカイドッグメイト：非営利団体）

長野県

活動事例 (事業名)	動物介在活動	
目的	老人ホームやデイサービスの利用者の方に犬とふれあってもらうことで、その癒し効果を実感していただくことを目的としています。	
活動内容	日時・期間	平成17年4月～平成18年3月（訪問日数のべ79日）
	場所	社会福祉施設（13箇所）
	参加推進員数	1回につき1～3名
	対象者数	10～30名
	活動内容	
	犬の選定は人に抱かれる（触れられる）のが好き、他の犬と仲良くできる、簡単な芸ができる（ボールを拾う等）を条件としました。活動参加までのプロセスは、 1. 飼い主と犬とで、活動しているグループの方と面接する 2. 飼い主のみ訪問活動に参加して様子をみる 3. 犬を連れて行って、様子をみる（活動には参加しない） 4. 少しずつ慣らしながら、参加が可能か判断する です。1回あたりの介在活動時間は、犬の状態等により、30分～1時間程度です。参加した推進員の内訳は、獣医師1名、会社員1名、主婦1名、農業1名です。他はボランティアの方が協力しています。	
経費等	交通費・名札	
成果	利用者の方が喜んでくださる様子を見て、やりがいを感じています。さらに犬のしつけに意欲的に取り組むきっかけとなっています。	
留意点 (苦労した点)	平日の活動の場合は参加者（犬）の確保です。その他に受け入れ体制の確認、犬の衛生管理、ペットシーツの用意です。	
今後の課題、 行政に望むこと等	施設側の希望日程の調整、実施者及び犬の育成、犬のストレスの軽減法です。	

大 阪 府

活 動 事 例 (事 業 名)	小学校4年生（3クラス）対象 「“命”の授業」	
目 的	動物を通じ命の大切さを生徒に考えさせる事です。	
活 動 内 容	日 時 ・ 期 間	平成15年1月27日（火） 9：30～14：30
	場 所	守口市内の小学校
	参加推進員数	2名
	対 象 者 数	約100名
	活 動 内 容	
	小学校からの依頼を受けて授業を行いました。 ① ビデオ鑑賞（犬の出産） ※性教育を終えたばかりで丁度良いという事でした。 ② 犬との触れ合い：「犬に触る時の約束事」をポスターで説明し、その後、実際に触ったり、代表者をえらび簡単なしつけに挑戦してもらいました。（モデル犬3頭） ③ ○×クイズ：犬に関するクイズ10問に解答してもらい、それぞれの解説を行いました。（マナーやしつけを含んだもの） ④ 質問コーナー：事前に出してもらった色々な動物に関する質問についてQ & Aを行いました。	
経 費 等	特にありません。	
成 果	学校より沢山の感想文が届けられました。出産ビデオを通じて母親への尊敬と感謝、犬が苦手だった子供が触れる様になった感激、普段の犬への接し方が間違っていたという反省、そして、自分の飼っている犬以外の生き物の質問に答えてくれた事への感謝などが書かれていました。 質問コーナーの生徒が飼養している「生き物」の中に、ミドリガメやザリガニが含まれていたの、最後まで飼う大切さと、外に放してはいけない事（生態系の問題）も伝える事ができました。	
留 意 点 (苦勞した点)	小学校4年生に理解できる様に言葉をかみくだく事です。 質問コーナーの事前調査で、生徒達の回答の文章が短く質問の内容が理解しづらい部分があったり、範囲が昆虫まで及んでしまい、答えを準備するのに苦勞しました。	
今後の課題、 行政に望むこと等	ふれあいコーナーにおける生徒達の興奮状態制御とモデル犬のストレスの緩和です。生徒達が非常に楽しみにしている為、大騒ぎになりがちです。勉強の復習のチャンスなので良いアドバイスを心がけたいと思います。 「デモ犬はお利口さんだけど、ウチの犬は頭悪い」と答える生徒が多いので、その誤解を解き「犬に理解させるという事の大切さ」を伝えていきたいと思います。 また、「犬」ばかりではなく、子供達が実際に飼養している動物達についての「なぜ？」にも力を入れていきたいと思います。	

愛媛県

活動事例 (事業名)	小学校での「ふれあい」教室の実施（愛媛県獣医師会主催）	
目的	幼少期に命を大切にする心を養い、小学校の低学年を対象にやさしい動物に触れ合い動物愛護の気運を高めることです。	
活動内容	日時・期間	平成17年9月27日（火）
	場所	四国中央市内の小学校（1校）
	参加推進員数	4名（獣医師）
	対象者数	30名
	活動内容	
	ヤギ、ウサギ、モルモット等の動物とのふれあい教室を開催しています。動物の体と人の体は同じようにできていることを伝え、体の外観や内部器官のつくり等を説明し、聴診器等を使って具体的に心音を聴かせます。そして人も動物も同じ生き物であるから、動物は大切にしないといけないことを理解させます。実際に抱っこをさせ、動物は怖くないし、人がやさしく接すればおとなしくしていることを学ばせ、動物に興味を抱かせます。	
経費等	ふれあい動物は県立とべ動物園からヤギ、ウサギ、モルモット等を借り受けたため、運搬料（交通費及び燃料費）約1万円がかかりました。	
成果	聴診器を使つての心音の観察では、「自分自身と比べ思った以上に動きが速い」等の驚きの声が上がって、命の大切さを実感したようです。	
留意点 (苦労した点)	・動物が噛む等、子供達に事故のない様配慮するのが大変でした。 ・動物の熱射病、骨折等に気を配りました。 ・学校の授業時間に合わせ実施したため、日時の打合せが大変でした。 ・アレルギーの子供の有無を確認しました。 ・単に触れ合うだけでなく、「生き物の命の大切さ」を幼少期の子供達にどのように教えれば理解させられるかについて考えました。	
今後の課題、 行政に望むこと等	このようなふれあいを一回きりで終わらせるのではなく、1年間をかけ動物に関する色々なテーマを決めて、定期的に行う方法を検討しています。	

愛媛県

活動事例 (事業名)	動物介在活動の普及	
目的	犬ねこ等の動物と触れ合うことは、機能回復訓練や認知症に効果があるとして、動物介在活動を行っています。	
活動内容	日時・期間	平成17年1月～平成17年12月
	場所	愛媛県今治市内
	参加推進員数	1名(一般)
	対象者数	30名程度
	活動内容	
	捨て犬を育て、動物介在活動を行っています。地域での活動を定着させるため、地域の愛犬家や獣医師と連携し、ボランティア団体を結成し福祉施設、老人ホーム等へ出向き活動を行っています。福祉施設等で開催されるイベントに便乗し、犬5頭、ねこ3匹、小鳥10羽、ハト5羽程度の動物をそれぞれの飼い主とともに連れていきます。車椅子のお年寄りが多いため、介護士と一緒に協力し合ってお年寄りに動物を触れてもらい喜んでもらっています。一回に約1時間程度の触れ合いを年間5回程度行っています。動物の病気が感染しないかと施設管理者は神経質になるため、個室へは行かず、ロビーで触れ合いを行っている状況です。	
経費等	ボランティア(無料)	
成果	お年寄りが目を輝かせ、表情が生き生きとしてきます。体が不自由でも頭をなでようと一生懸命になる姿が印象的でした。	
留意点 (苦労した点)	施設管理者は、入所者に動物から病気が感染する事について気にされていますので、獣医師との連携の中で、普段から動物の健康管理や衛生について指導を受け、注意する様にしています。	
今後の課題、 行政に望むこと等	動物介在活動に対する理解が浸透していないため、受け皿の施設が少ないのが現状です。もっと活動に対する県民の理解を深めるため、行政の介入も必要です。	

福岡県

活動事例 (事業名)	動物愛護教室	
目的	子供たちに動物への正しい知識を教えることで、思いやりの気持ちと生命を大切にする心を育てることを目的としています。	
活動内容	日時・期間	平成17年4月～平成18年3月 年間延べ約40回
	場所	小学校、幼稚園、公民館、 動物管理センター及び各保健福祉環境事務所
	参加推進員数	1回あたり3～5名
	対象者数	約1200名
	活動内容	
	主に小学校や幼稚園等において、児童や園児及びその保護者等を対象に、講義及びモデル動物との接し方を実施し、子供たちが動物を怖がらず正しくふれあうことができるようにするとともに、動物の体のしくみや習性、動物を飼うことの責任、人と動物の感染症防止の重要性について理解させます。	
経費等	ケージ等動物の保管等に係る経費、ビデオ等啓発媒体、印刷物等消耗品に係る経費等を要します。	
成果	1 動物に対し正しい知識と理解を有する子供たちの増加 2 子供たちによる動物虐待の減少 3 安易な動物の飼養開始の抑制、終生飼養への理解 4 犬の習性を理解することによる子供の咬傷事故の減少 5 教育現場と行政・ボランティアとの連携の強化	
留意点 (苦労した点)	モデル動物の適正な取扱いです。 動物のふれあいが興味本位に終わらないよう、正しい接し方等の意義について十分理解させることです。	
今後の課題、 行政に望むこと等	教室の開催に携わる推進員の育成指導や、教育現場との更なる連携の強化です。	

宇都宮市

活動事例 (事業名)	ふれあい教室の開催	
目的	不登校の小中学生のための宇都宮市適応教室にて、犬とのふれあい授業を行います。	
活動内容	日時・期間	毎週水曜日 午前10時～正午
	場所	まちかどの学校・姿川教室（校外の市の施設）
	参加推進員数	1名
	対象者数	小中学生
	活動内容	
	すでに市にボランティア登録されていた盲導犬のパピーウォーカーの方からサポートを頼まれたのが、この活動に携わるきっかけとなりました。市では一般からボランティアを募集し、簡単な面接を行い、研修をしたのちに、ボランティアとして活動する制度があります。研修後は教育委員会と連携をとりながら、不登校の小・中学生に対し、居場所を提供する目的で作られた「まちかどの学校・姿川教室」において、犬とふれあう授業を毎週1回（約2時間）実施しています。雨天の場合は、教室にて犬をなでたり、犬を介して話をしたり、晴天の場合は外に犬を連れて散歩を行ったりと、不登校生と犬とのふれあいの場を作っています。 この活動は、不登校生が登校するきっかけをつくる事を目的としているものです。実際に、普段は学校に来ることができない生徒や、朝起きられず午前中に学校に来ることができない生徒が、ふれあい教室開催日には犬に会いたい為に午前中から登校してきています。	
経費等	交通費 800円	
成果	担当の教師より「子供たちは喜んでいる、楽しみにしている」という話があります。	
留意点 (苦労した点)	犬を連れて散歩をする際、事故（車、他の散歩中の犬）がないよう注意しています。	
今後の課題、 行政に望むこと等	子供たちの情報をどこまで把握しておいたほうが良いかという点です。現時点では、ただ子供たちが学校に来るきっかけになればよいということでこの授業を開催していますが、今後どのようにしたいのか、発展させたいのか、行政にも考えていただきたいです。	

(4) 講演会・講習会の開催

埼玉県

活動事例 (事業名)	講演会《災害時のペットの避難について》－新潟震災での経験を語る－	
目的	災害時のペットの避難について、現場の実情や避難・安全確保の方法など、いざという時の心構え・準備について啓発を行いました。	
活動内容	日時・期間	平成17年11月5日(土)・6日(日)
	場所	越谷市中央市民会館(越谷市)など他2会場
	参加推進員数	7名(一般)
	対象者数	144名
	活動内容	
	近年、全国各地で地震・台風・噴火などによる災害が発生し、多くの被災者が避難をしました。その際に、ペットの避難方法や安全確保について様々な問題が生じております。 平成16年新潟で起きた災害の際に現場でペットの避難・保護活動を行った講師をお招きして、その経験をお話しして頂きました(次頁資料)。 この講演会は今年度(平成17年度)に初めて開催されたものです。 推進員は、講演会を主催し、企画・準備・運営などを主体的に行いました。なお、講演会を開催するに当たり、会場の予約などのため約4ヶ月前から準備を進めました。	
経費等	資料代 2,000円 会場費 6,910円 通信費 15,600円 講師謝礼 30,000円 講師旅費・宿泊費等 44,935円 打ち合わせ会議費 9,077円	
成果	ペットの避難についての知識・関心が深まり、問題点についても確認ができました。	
留意点 (苦労した点)	・経費の捻出(寄付で賄いました) ・会場選び及び予約(4ヶ月前の抽選) ・雑誌・ミニコミ誌・新聞社等に掲載の依頼 ・ちらしの配布、ポスターの依頼 ・より多くの人に参加していただくための手段・方法	
今後の課題、 行政に望むこと等	・推進員全員が参加できるよう行政の協力 ・関心を持って参加して下さった方々の災害時における協力体制の整備 ・各地域での開催の実現 ・災害時のマニュアル作り ・日頃からの基本的しつけの啓蒙 ・個体識別のための方法の確立 ・ペットの食料の備蓄の量および方法 などが望まれます。また、参加した方々の意見を多く聞き出せたらよかったと思います。	

埼玉県資料

講演会《災害時のペットの避難について》

－新潟震災での経験を語る－

近年、台風・噴火・地震などによる災害が全国各地で多発しています。

5年前には、三宅島の噴火の際ペットが犠牲になりました。災害が起きたとき、わたし達はペットをどうやって避難させればよいのでしょうか。どうすれば安全を確保できるのでしょうか。昨年新潟で起きた災害の際、地元の獣医師会や保健所と連携して活動をされた坂田先生に、その実情や方法・心構えなどをおうかがいし、いざという時に、役立てて頂きたいと思います。

講師 坂田 光子

新潟県動物愛護協会三条支部長・坂田動物病院マネージャー・薬剤師・国際ペットワールド専門学校
常任アドバイザー

(1) 日 時 2005年11月5日(土) PM1:30～3:00

場 所 越谷市中央市民会館 5階第4、5会議室
(越谷市越ヶ谷4の1の1 TEL048-966-6622)
東武伊勢崎線越谷駅東口より徒歩6分

(2) 日 時 2005年11月6日(日) AM10:00～12:00

《座談会形式》

場 所 川越西文化会館 メルト(研究室)
(川越市鯨井1556 TEL049-233-6711)
東武東上線霞ヶ関駅北口より徒歩5分

(3) 日 時 2005年11月6日(日) PM1:30～3:00

場 所 埼玉県労働会館
(さいたま市浦和区常磐9の24の13 TEL048-832-2151)
J R 京浜東北線 北浦和駅西口より徒歩6分

入場料 (1)(2)(3)いずれも無料

主催 彩の国動物愛護推進員 三藤恵子(越谷) 木村聡子(越谷) 山本真由美(鶴ヶ島)

岡田凱子(川越) 神原千代子(さいたま) 水野恒子(さいたま) 粕川千夏(本庄)

後援 埼玉県(生活衛生課・動物指導センター・越谷保健所) 越谷市獣医師会

彩の国動物愛護推進員活動支援協議会

埼玉SSB会 犬・猫との共生を考える市民の会

問い合わせ・申込み TEL048-973-5250

東京都

活動事例 (事業名)	動物飼養者有志による勉強会の実施	
目的	動物を飼養している方達への適正飼養やしつけのアドバイス	
活動内容	日時・期間	①平成17年7月7日 ②平成17年9月11日 ③平成17年12月3日
	場所	①②有志宅・③自宅
	参加推進員数	1名
	対象者数	①3名・②③5名
	活動内容	
	動物飼養やしつけに関する助言をしました。実際に動物（主にねこ）に触れながらアドバイス等を行いました。	
経費等	0円	
成果	問題行動解決方法等に関して今回は特に効果がありました。	
留意点 (苦労した点)	連れてきたねこ同士の喧嘩等がないように注意しました。事前に混合ワクチン接種済みか、不妊・去勢済みか、感染症などの病気を持っていないか等を細かくチェックして集合しました。	
今後の課題、 行政に望むこと等	犬のしつけに比べ、ねこのしつけ教室等はあまりないため、今後も有志を集め定期的に勉強会等を行いたいと思っています。将来的には、もっと多人数の参加者を集め、ボランティアとして勉強会や講習会を開催したいと思います。行政でも同様の勉強会等を実施していただければと思います。	

(5) 地域における意見交換会の実施

東京都

活動事例 (事業名)	放し飼いねこ、野良ねこの糞害聴き取り調査	
目的	放し飼いねこ、野良ねこの糞害対策、聴き取り（吉祥寺南町1丁目住民懇談会に於ける）	
活動内容	日時・期間	平成17年11月29日
	場所	武蔵野公会堂 第5会議室
	参加推進員数	1名
	対象者数	13名
	活動内容	
	野良ねこ等の糞害を解決することを目的として、住民懇談会の場を借りて聴き取り調査を実施しました。この調査結果をもとに、ねことの共生方法を確立したいと考えています。今回は聴き取り調査だったので、都庁（環境衛生課）へ行き、配布用各種パンフレットを受け取りました。都動物愛護相談センターに於る研修会時でも相談しました。 ※町内で放し飼いねこ、野良ねこに餌を与えるお宅があり、ねこの数が増え続け、近隣住宅が大変な糞害に遭っており、近所なので波風をたてずに解決できる良い方法について話し合いをしました。	
経費等	都庁への交通費（420円）	
成果	ねこの糞害がかなりの住宅に及び、市役所職員指導のクレゾールで、大切な記念樹が枯れるお宅もある事を知りました。持参したパンフレット類を使用して説明した結果、参加者の理解が深まりました。	
留意点 (苦労した点)	ご近所同士なので、波風をたてずに良い方法を考え、話し合い、少しずつ段階を踏むことです。	
今後の課題、 行政に望むこと等	今回の事が継続中なので、まず配布用の印刷物を作成したいと考えています。その後経過と共に話し合いの段階を作っていきたいです。	

(6) 繁殖制限の指導・助言

京 都 府

活 動 事 例 (事 業 名)	繁殖制限の指導・助言	
目 的	開業獣医師の推進員は、日々の動物診療における飼い主との接触において、必要な助言を積極的に行うことにより、活動の実効性を上げています。	
活 動 内 容	日 時 ・ 期 間	営業日
	場 所	動物医療施設
	参加推進員数	84名
	対 象 者 数	不明
	活 動 内 容	
	動物診療行為の中で、飼い主からの相談や質問に際し、推進員としての必要な繁殖制限等の助言も行っています。 ※推進員としては平成14年2月19日に委嘱して活動を開始しています。 対象数については、報告を求めておらず、また、診療行為での飼い主との会話における積極的な助言を目的としていることから記録に残らないことから、不明です。	
経 費 等	特にありません。	
成 果	開業獣医師は仕事上で常に動物の飼い主と接触できる特徴があり、推進員活動として大いに期待できます。	
留 意 点 (苦労した点)	イベント等の開催においては診療時間等との関係で参加しにくい点があります。	
今後の課題、 行政に望むこと等	推進員の増員と活動しやすい事業内容の見直し	

(7) 動物の選定に関する助言

東京都

活動事例 (事業名)	飼い主になろうとする者に対する、動物の選び方の相談対応	
目的	これから動物の飼い主になろうとする者に対して、あらかじめ動物に関する知識を付与することで、安易な飼養開始を防ぎます。	
活動内容	日時・期間	相談者の求めに応じて（平成15年より）
	場所	推進員の活動地域内
	参加推進員数	平成15年度3名、平成16年度3名
	対象者数	不明
	活動内容	
	これから動物を飼おうとする者から、動物の選び方について相談があった場合、動物の習性や適正に飼養するために必要な条件などについて助言し、安易に飼い始めることを防止し、終生飼養を促します。 助言の例示： ・動物種（犬種など）ごとの飼養に必要な条件や発生する負担について ・動物種（犬種など）による特性と、飼い主の生活スタイルの相性について ・動物の（残りの）寿命を考慮し、飼い主本人の終生飼養が困難と見込まれる場合、飼養の再検討又は引取先の確保について ・不妊・去勢手術の効果について	
経費等	特にありません。	
成果	不明	
留意点 (苦労した点)	(この内容に限らず) 相談対応の際は、接遇に留意が必要です。	
今後の課題、 行政に望むこと等	これから動物を飼おうとする者が気軽に相談することができるよう、推進員の氏名や連絡先を公表することが望ましいと考えますが、個人情報保護の問題もあり、今後の大きな検討課題となっています。	

(8) ドッグウォーク・糞回収

東京都

活動事例 (事業名)	道路・公園などの放置糞の清掃	
目的	糞の清掃及び飼い主への注意	
活動内容	日時・期間	2004年春から実施
	場所	道路、公園など
	参加推進員数	1名
	対象者数	—
	活動内容	
	平成16年4月から毎週2～3回1時間の道路、公園などの放置糞の清掃を行っています。	
経費等	特にありません。	
成果	あまりありません。	
留意点 (苦労した点)	糞を放置していってしまう飼い主への注意の方法について、難しさを感じます。実際に、その場を目撃しても、直接注意することにより相手に不快感を与えることもありますので、いい方法を模索しているところです。	
今後の課題、 行政に望むこと等	一人で活動するのではなく、一緒に活動してくれる人の輪を広げていけたらと思っています。	

東京都

活動事例 (事業名)	道路・公園での糞拾い	
目的	住民ボランティアを募集し、住民と犬とが仲良く暮らすために必要と思われる活動を行っています。「犬だって仲良く暮らし隊」	
活動内容	日時・期間	毎月11日をワンワンデーとし、10時～2時間程
	場所	東京都町田市金井6-18-6
	参加推進員数	1名
	対象者数	3名～7名(約500軒中)
	活動内容	
	毎月ポスターを公園等に張り、ボランティアを募集しながら、日時を知らせています。ほとんどは道路、公園に落ちている糞拾いが中心ですが、最近は糞よりその他のゴミが目立つようになりました。活動を行う事で、正しい飼養、マナー、しつけの向上を促し、住民への理解を深めています。	
経費等	糞拾いグッズは参加者が持ち寄り、ゴミ袋は市からボランティア袋をいただいています。ポスターは自費で手作りです。ゼッケンは市から借りています。	
成果	糞は確実に少なくなりつつありますが、活動を知ってもらう点では、まだまだと言えるでしょう。	
留意点 (苦労した点)	もともと、犬を飼っている側と、そうでない側の人とのトラブルが、この隊のできる原因でしたので、まだまだ活動の理解を得るまでには至っていません。	
今後の課題、 行政に望むこと等	飼養者の参加人員を増やし、地域にあったマナーを考え、実行していくベースを作ることかと思います。行政とは年に1回活動を共にしていますが、もう少し回数を増やしたいと思います。	

3

協議会の活動

(1) 推進員の委嘱の推進

北 海 道

活 動 事 例 (事 業 名)	北海道動物愛護推進協議会	
目 的	動物の愛護及び適正飼養についての普及啓発を推進し人と動物が共生できる社会づくりを推進するためです。	
活 動 内 容	日 時 ・ 期 間	平成17年 8 月 3 日 (水) 11月 2 日 (水) 13:30~15:30
	場 所	札幌市
	参加推進員数	—
	対 象 者 数	—
	活 動 内 容	
	協議事項 ・ 推進員を確保する方法として、公募制などについて協議しました。 ・ 推進員の研修用テキスト（次頁資料）について協議しました。	
経 費 等	会議室使用料 約 3 千円（1 回当たり） 協議会委員への報償費と旅費 約60千円（1 回当たり）	
成 果	推進員63名を委嘱しました。	
留 意 点 (苦勞した点)	推進員候補者の確保です。	
今後の課題、 行政に望むこと等	推進員の増員と推進員活動を充実させる支援です。	

北海道資料

北海道動物愛護推進員研修会テキスト

目次

はじめに

第1章 動物愛護推進員の活動	1
1 動物愛護推進員の意義、目的	1
2 動物愛護推進員の活動	3
(1) 活動の根拠規定	
(2) 活動の内容	
① 研修・連絡会議に参加する	
② 犬ねこ等の動物の愛護及び適正な飼養について普及啓発を行う	
③ 動物愛護週間行事に参加・協力する	
④ 道及び市町村が行う犬ねこの譲渡事業に協力する	
⑤ 活動内容を道（支庁）に報告する	
⑥ その他	
3 トラブルを避けるために注意しておくこと	6
(1) 動物愛護推進員が行わない活動	
① 動物を飼養する人や施設に対する指導や住民からの苦情への対応	
② 飼い主のいない犬ねこ等の引取り	
(2) 行政（動物愛護監視員）等との連携	
① 活動に関する事前協議	
② 緊急連絡先の把握	
③ 意見交換の場をもつ	
(3) 自らの力量を踏まえる	
(4) 地域の状況を踏まえる	
4 ボランティア活動の心構え	8
(1) ボランティア活動とは	
(2) ボランティア活動をする人の心得	
① 無理のない活動	
② 約束を守る	
③ 責任を持つ	
④ 仲間をつくる	
⑤ 活動上知り得た秘密を守る	
⑥ ボランティア活動の限界を理解しておく	
⑦ イベントでの心得	
⑧ 活動の点検・記録	
5 人に接するときの留意点	11
(1) 有効な活動のために	
① 身だしなみ	
② 態度・表情	
(2) 言葉遣いに気をつける	
① 丁寧な日本語	
② あいさつ	
(3) コミュニケーションの上手な取り方	
① 好印象を与え、実りある会話	
② 専門用語について	
③ 生活全般を見られている	
④ 自分を守るために	
(4) 電話その他の対応	
① 顔の见えない難しさ	
② その他	
6 自己研鑽	19
第2章 行政機関の取組みと動物愛護の現状	21
1 行政機関の取組み	21
(1) 犬ねこの引取り及び新しい飼い主への譲渡の推進	
(2) 狂犬病予防法に基づく捕獲抑留犬の飼い主への返還の推進	
(3) 動物の愛護と適正飼養の普及推進	
(4) 動物取扱業や危険動物飼養施設等に対する指導	
① 動物取扱業	
② 危険動物飼養施設	
③ 特定移入動物の飼養及び販売施設	
(5) 苦情・相談対応	
(6) 負傷動物の保護収容	
2 犬ねこに係る動物愛護の現状	24
(1) 犬ねこの飼養頭数（推定）	
(2) 行政機関に引取り保護収容される犬ねこの頭数	
(3) 飼い主が犬ねこの引取りを求める理由	

(4) 犬ねこに関する苦情の状況	
(5) 犬ねこに関する相談の状況	
第3章 犬ねこ等の動物を飼うときの心構え	28
1 家庭で飼養される動物と動物愛護法	28
2 犬ねこ等の動物を飼うに当たって	28
3 飼い主の明示（マイクロチップの装着）	29
4 動物が人にもたらすリスク	29
(1) 動物由来感染症（人獣共通感染症）	
① 動物由来感染症等とは	
② 対策	
(2) アレルギー	
(3) 動物の問題行動	
5 動物の死	31
6 犬と楽しく暮らすために	31
(1) 犬とはどんな動物か	
① 犬の本能	
② 人と犬との関係	
(2) しつけと訓練	
① 犬の社会化期	
② しつけをする時期	
③ しつけの目標	
④ 犬のしつけと訓練のコツ	
⑤ 基礎訓練	
(3) 犬の問題行動とその対処	
7 ねこ楽しく暮らすために	34
(1) ねことはどんな動物か	
① 狩りをする	
② ねこの意思伝達行動	
③ ねこの行動範囲	
④ 毛づくろい	
⑤ ねこの家出	
(2) ねこを飼うときに注意すること	
① ねこの社会化期	
② ねこのしつけ	
③ 避妊・去勢	
④ 屋内飼育	
⑤ 飼い主の明示	
⑥ 野良猫にえさを与える行為について	
8 小動物・鳥類・爬虫類の飼養について	38
9 危険動物の飼養について	39
10 野鳥等の保護について	39
(1) 野鳥のヒナを拾った場合	
(2) 傷ついた野生鳥獣を保護した場合	
第4章 動物の愛護及び適正飼養に関する法令の概要	41
1 動物の愛護及び管理に関する法律	41
2 北海道動物の愛護及び管理に関する条例	42
3 畜犬取締及び野犬掃とう条例（市町村のペット条例）	44
4 狂犬病予防法	44
5 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	45
6 鳥獣の保護及び狩猟に関する法律	46
参考資料	
1 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準	47
2 北海道動物愛護推進員設置要綱及び制度運営要領	53
3 犬ねこ等の動物の飼養に関する関係機関の権限等	63
4 関係機関の連絡先（支庁別）	64
5 北海道動物愛護推進員制度	65
6 北海道動物愛護推進員を取り巻く環境	66
付録	
1 関係法令集（別冊）	
2 犬のしつけテキスト（別冊）	
3 ねこのテキスト（別冊）	

福岡県

活動事例 (事業名)	動物愛護推進協議会（協議会支部を含む）会議の開催	
目的	推進員の委嘱の推進及び推進員の活動方針の決定	
活動内容	日時・期間	平成17年4月～平成18年3月 (13支部及び主管課において年間延べ約30回)
	場所	県庁及び各保健福祉環境事務所
	参加推進員数	—
	対象者数	—
	活動内容	
	協議会構成団体（次頁要綱参照）が推進員を推薦するとともに、動物愛護管理に係る地域の状況や、推進員が実施する諸事業の活動報告をもとに、推進員の活動方針を決定します。	
経費等	会議開催に係る費用を要します。	
成果	動物愛護の推進に熱意と豊富な識見を有する者で、地域に貢献できる推進員を選定することができます。地域問題等を考慮した効果的な活動方針や計画を立案できます。	
留意点 (苦労した点)	留意点 特にありません。 苦慮した点 各市町村約1名の推進員を選定することとしていますが、地域によっては、候補者の発掘に苦慮しました。	
今後の課題、 行政に望むこと等	推進員の技術等の向上のための研修・指導等の推進です。	

福岡県資料

福岡県動物愛護推進員の委嘱及び動物愛護推進協議会の設置に関する要綱

(目的)

第1条 動物の愛護及び適正な飼養についての普及啓発を推進し、人と動物とが共生できる心豊かな社会づくりを進めるため、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第21条第1項に規定する動物愛護推進員を委嘱し、法第22条の規定に基づき福岡県動物愛護推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(動物愛護推進員)

第2条 知事は、地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進を図るため、福岡県内（福岡市及び北九州市内を除く。）に居住し、動物の愛護の推進に熱意と豊富な識見を有する者で、第4条に規定する協議会の構成団体から推薦を受けたものの中から福岡県動物愛護推進員（以下「推進員」という。）を委嘱する。
2 推進員の任期は2年間とする。ただし、推進員が欠けた場合は、前任者の残任期間内で後任の推進員を委嘱することができる。
3 推進員は、再任することができる。

(推進員の活動)

第3条 推進員は、次に掲げる活動を行う。
一 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養について住民の理解を深めること。
二 住民に対し、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
三 犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。
四 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために県、市町村及び第4条に規定する協議会の構成団体等が行う事業に協力をする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、次に掲げる団体の代表者等（以下「委員」という。）をもって構成する。
一 福岡県
二 福岡県教育委員会
三 福岡県市長会
四 福岡県町村会
五 (財)福岡県動物管理センター
六 (社)福岡県獣医師会
七 (社)福岡県動物福祉協会
八 (社)日本愛玩動物協会福岡県支部
九 (財)福岡県地区衛生連合会
十 福岡県郡市婦人会連絡協議会
十一 その他知事が適当と認める団体等

(協議会の役員)

第5条 協議会に会長1名、副会長2名を置く。
2 顧問を置くことができる。
3 会長は、動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意と豊富な識見を有する学識経験者から選任し、協議会で決定する。
4 副会長は、委員の互選による。
5 会長は協議会を総括し、副会長は、会長に事故があるとき又は欠けたときは、これを代行する。
6 役員の任期は、2年間とする。ただし再任を妨げない。

(協議会の開催)

第6条 協議会は会長が招集する。
2 年1回協議会を開催し、その他必要に応じ開催する。

(協議会の業務)

第7条 協議会は次の業務を行う。
一 推進員の委嘱の推進
二 推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議
三 動物の愛護及び適正な飼養を推進するための協議
四 その他福岡県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和53年福岡県条例第39号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定に基づく施策の実効性を高めるための協議

(幹事会)

第8条 会長の指示した事項を検討するために、協議会の下に幹事会を置く。
2 幹事会は、第4条の各号に掲げるそれぞれの団体の委員が指名した者（以下「幹事」という。）をもって構成する。
3 幹事会に幹事長を置き、会長が指名した者をあてる。
4 幹事会は、幹事長が招集し、主宰する。

(協議会等の事務局)

第9条 協議会及び幹事会の事務局は、福岡県保健福祉部生活衛生課に置く。

(協議会支部の設置)

第10条 動物愛護推進員の円滑な活動を支援し、効率的に動物の愛護と適正な飼養の普及啓発を図るため、次に掲げる保健所に協議会支部（以下「支部」という。）を置く。

- 一 福岡県が所管する各保健所
- 二 大牟田市保健所

(支部の構成)

第11条 第4条に規定する各構成団体が指名する者及び支部が適当と認めた者で構成する。

(支部の役員)

第12条 支部に支部長1名、副支部長1名を置く。
2 支部長及び副支部長は、前条に規定する者の互選による。

(支部会の開催)

第13条 支部会は支部長が招集する。
2 年1回支部会を開催し、その他必要に応じ開催する。

(支部の業務)

第14条 支部は、犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養についての施策が効率的に実施できるよう、次の事業に推進員と共に協力支援する。
一 条例第3条第1項の規定に基づく県事業
二 第2条に規定する推進員及び第4条に規定する構成団体が実施する動物の愛護及び適正な飼養の普及啓発事業
2 前項に定めた事業を踏まえた年間事業（活動）計画の策定

(支部の事務局)

第15条 支部の事務局は保健所衛生課に置く。

(協議会等の事業年度)

第16条 協議会及び支部の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
ただし、初年度は平成14年3月31日までとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成14年1月18日から施行する。

(参照)

○動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）

(動物愛護推進員)

第21条 都道府県知事等は、地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。
一 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
二 住民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
三 犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。
四 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をする。（平11法221・追加）

(協議会)

第22条 都道府県等、動物の愛護を目的とする公益法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行っている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。（平11法221・追加）

○福岡県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和53年12月25日福岡県条例第39号）

(県の施策等)

第3条 県は、動物の適正な飼養に関する知識の普及その他必要な施策を講ずるものとする。
2 市町村は、県が実施する施策に協力するように努めなければならない。

(2) 推進員の活動支援・助言

岐阜市

活動事例 (事業名)	パンフレット・適正飼養啓発看板の作成	
目的	動物愛護推進員が活動する際に活用又は参考としていただくための動物愛護に関するパンフレット・啓発看板を作成しました。	
活動内容	日時・期間	平成17年1月・10月
	場所	—
	参加推進員数	30名（獣医師28名、一般人2名）
	対象者数	—
	活動内容	
	名古屋市作成のパンフレットを参考に、動物愛護推進員又は保健所が、ねこの飼養者に対して配布するための岐阜版ねこの室内飼養啓発パンフレット（人と猫のニューライフ。次頁資料）を作成しました。また、動物の適正飼養・繁殖制限及び遺棄防止の看板を作成し、動物愛護推進員に配布し、適正飼養を普及啓発するために掲示していただきました。 主催者：岐阜市	
経費等	人と猫のニューライフ（10,000部）997,500円 動物の適正飼養啓発看板（1,000枚）302,400円	
成果	ねこの室内飼養に理解を示さない人もいますが、パンフレットは、多くの飼養者に好評であり、適正な飼養が期待できます。看板は、従来のものより分かりやすく好評ですが、配布して間もないため、成果についてはわかりません。	
留意点 (苦労した点)	動物愛護推進員全員に配布する方法について苦慮しました。 パンフレット・看板の内容について、精査及び構成に苦慮しました。	
今後の課題、 行政に望むこと等	財政が逼迫しており、パンフレット、看板を作成する費用が捻出できません。安価なパンフレット・看板を市販していただきたく要望します。	

岐阜市資料



人と猫のニューライフ (室内飼育のすすめ)

も く じ

	はじめに 一人と猫が良い関係で暮らすために	2
	現代社会の猫事情 一だから室内飼育	3
	こうすればお部屋で猫が飼える	
	●発情は大敵	5
	●猫がわいがりではダメ(時にはきびしく)	
	★じょうずな叱り方	6
	★トイレのしつけ	7
	★爪とぎのしつけ	9
	●人と猫の快適ルーム	11
	●外に出たがる猫には(出入り自由から室内飼育に)	15
	快適猫ライフのために	
	●猫の食事	17
	●手入れ	19
	●病気	20
	●ストレスのサイン(猫の困った行動を読み取る)	21
	猫の一生と飼主のかかわり	23
	猫の便利帳	25



(3) 講習会の実施等、推進員の教育

東京都

活動事例 (事業名)	動物愛護推進員研修の実施	
目的	動物愛護推進員の資質向上及び推進員への支援として、情報提供のための講習会等を実施しています。	
活動内容	日時・期間	毎年3～4回
	場所	次頁参照
	参加推進員数	273名
	対象者数	100名程度
	活動内容	
	協議会が講習会等の実施機関となるわけではなく、推進員を委嘱している都が事務局として実施しています。 協議会は、推進員への支援として研修会等の実施による情報提供が重要と考え、研修の内容について協議及び承認を行います。 内容は次頁のとおりです。	
経費等	次頁のとおりです。	
成果	参加した推進員からは、引き続き研修を実施するよう要望があります。推進員の資質向上に寄与した他、推進員同士の顔合わせの場ともなっているようです。	
留意点 (苦労した点)	協議会からの要望により、メニューに動物愛護相談センターの見学を入れた研修を実施しました。	
今後の課題、 行政に望むこと等	複数回の日程設定や土日の実施など、受講機会の拡大の要望がありますが、経費や会場確保などの問題により、なかなか対応できません。 推進員の中にも様々な分野で講師をできる人材がいるため、今後推進員が講師を務める研修を企画する予定です。これは、推進員制度が発展し、根付かせるために有効ではないかと考えています。 他に、推進員同士が意見・情報交換できる場を提供すること、推進員のレベルに応じた研修を検討することが必要です。	

東京都資料

東京都動物愛護推進員研修（16年度・17年度）

実施年月日	研修テーマ	講師	実施場所	参加人数 (推進員)	経費
平成16年 5月20日(木)	動物愛護推進員制度 の概要	健康局(当時)環境 衛生課職員 動物愛護相談セン ター職員	東京都庁	50名	通信費等 38,160円
5月29日(土)	英国における動物愛 護推進の実際	(社)日本動物福祉 協会 山口千津子先生 ほか	学校法人 ヤマザキ学園	70名	通信費等 15,600円
平成17年 2月23日(水)	適正飼養講習会 ・新しい犬等の輸入 検疫について ・狂犬病の現状と日 本における危機管 理	・動物検疫所主任 検疫官 小坪清子先生 ・国立感染症研究 所 井上智先生	東京都庁	39名	通信費・講師交通 費等 92,170円 (研修対象者は、推 進員だけではない。)
3月5日(土)	コミュニケーション ・スキル講習会	専門講師	東京都庁	120名	講師謝礼 69,000円 通信費 17,840円
5月19日(木)	動物愛護推進員制度 の概要	福祉保健局環境衛 生課職員 動物愛護相談セン ター職員	東京都庁	46名	通信費等 40,660円
9月24日(土)	動物愛護週間中央行 事 動物愛護講演会・事 例研究会	東京都動物愛護推 進員 沖縄県開業獣医師 新潟県生活衛生課	東京国立博物 館	48名	通信費 13,650円
12月6～8日	東京都動物愛護相談 センター見学会	動物愛護相談セン ター職員	動物愛護相談 センター(本 所、多摩支所、 城南島出張 所)	56名	通信費 13,650円
平成18年 2月22日(水) (予定)	適正飼養講習会 ・改正動物愛護法 ・外来生物法	環境省担当者	東京都庁	未定	未定

岐 阜 市

活 動 事 例 (事 業 名)	動物適正飼養講習会の案内	
目 的	動物愛護推進員を対象として、動物販売業者用マニュアルについて・ねこの適正飼養について及び犬のしつけについて、講習会を案内しました。	
活 動 内 容	日 時 ・ 期 間	平成17年11月24日（木）12：40～17：30
	場 所	岐阜県健康科学センター
	参加推進員数	6名
	対 象 者 数	動物愛護推進員（獣医師4名及び一般人2名）
	活 動 内 容	
	動物愛護団体主催の講習会を通じて、日頃の活動の参考にいただきました。	
経 費 等	特にありません。	
成 果	開催時間が長く、参加可能な推進員が少なかったと思われますが、参加した推進員は、今後の活動に参考になったと思われました。	
留 意 点 (苦勞した点)	特にありません。	
今後の課題、 行政に望むこと等	特にありません。	

(4) 推進員の活動のためのマニュアル・資料の作成

大 阪 府

活 動 事 例 (事 業 名)	大阪府動物愛護推進協議会推進員活動検討部会の開催	
目 的	大阪府動物愛護推進員の活動推進の一助とし、大阪府の動物愛護管理行政の施策内容や対応方針に沿った推進員活動ができるよう、大阪府動物愛護推進員活動マニュアルを作成することです。	
活 動 内 容	日 時 ・ 期 間	平成16年11月12日（金） 平成17年 1 月18日（火） 〃 2 月 9 日（水）
	場 所	大阪府庁新別館北館 5 階 会議室 3
	参加推進員数	協議会構成団体より推薦された本部会員 6 名及び府教育委員会を除く協議会構成自治体（大阪府・堺市・高槻市）が参加しました。
	対 象 者 数	—
	活 動 内 容	
	「目的」に同じです。	
経 費 等	・部会員報償費 122,400円（6,800円×6名×3回） ・部会員旅費 19,080円（6,360円×3回） ・会場使用料 8,400円（2,800円×3回） ・茶 菓 料 13,100円（3回合計） ・開催通知送付費 1,440円（80円×6名×3回）	
成 果	「大阪府動物愛護推進員マニュアル」及びその資料集として「飼育編」、「法令編」を作成しました。内容については次頁のとおりです。	
留 意 点 (苦勞した点)	推進員には権限付与がなく、また本府の推進員活動が活発化していない中で、本来の推進員制度の趣旨に沿った具体的活動例を提示するのに苦慮しました。	
今後の課題、 行政に望むこと等	本府の推進員制度の充実に合わせて、今後、随時マニュアル等を改訂していく必要があります。	

大阪府資料

大阪府動物愛護推進員活動マニュアル

目

次

頁

I	動物愛護推進員制度について	1
1	動物愛護推進員制度が設けられた背景	1
2	大阪府動物愛護推進協議会について	1
3	推進員の活動内容及び活動に関する注意点	2
II	感染症の種類と予防対策	6
1	人と動物の共通感染症	6
2	感染症の種類	6
3	予防のための注意（予防方法）	10
4	消毒方法	11
III	避妊去勢手術助成金交付市町村一覧	14
IV	動物の愛護及び適正飼養に関する Q & A	15
1	動物愛護推進員の活動範囲について	15
2	動物愛護推進員に対する助成制度について	16
3	動物取扱業者の範囲について	16
4	避妊去勢手術について	16
5	猫の飼育方法について	16
6	ノラ猫に関することについて	20
7	ペットの火葬場について	23
8	飼い犬の登録・狂犬病予防注射について	23
V	動物愛護管理行政について	25
1	大阪府における動物愛護管理行政のこれまでの経緯	25
2	動物関連業務窓口及び業務内容一覧	27
	・大阪府における動物愛護管理業務（ペット動物）	27
	・大阪府における動物愛護以外の動物関連業務	28
	・大阪府以外における動物行政窓口	28
	・大阪府に隣接する自治体の動物愛護管理業務一覧	29
3	大阪府内（大阪府・大阪市・堺市・高槻市・東大阪市）動物関連業務手数料等一覧	30
VI	適切な対応の仕方－話し方・聴き方－	31
	・対応のマナー	32
	・感じのよい話し方・聴き方	34
	・良い対応を行うには	35
	・説得の仕方	36
	・やさしさと配慮が求められる接遇	37
	・相手に好印象を与える話し方・聴き方	38
VII	しつけ・問題行動等に関する団体一覧	41

※その他法令編・飼育編資料集あり

(5) 推進員情報交換の場の提供

熊 本 市

活 動 事 例 (事 業 名)	動物愛護推進員活動内容検討会	
目 的	動物愛護推進員間の情報交換の場を提供し、活動内容の充実に資する	
活 動 内 容	日 時 ・ 期 間	平成16年度：検討会13回・養成講座 3 回の計16回 平成17年度：検討会10回・養成講座 1 回の計11回（1月31日現在） （平成16年4月～平成17年3月）
	場 所	熊本市動物愛護センター
	参加推進員数	全推進員対象
	対 象 者 数	—
	活 動 内 容	
	推進員は平成14年度に委嘱されましたが、活動の機会を増やすために平成15年度に検討会を開始しました。推進員にはボランティア団体に所属する人、獣医師、盲導犬使用者の会の人、ペット業者等様々おり、意見も異なるため、推進員としてできることについて意見交換を行いました。また、推進員の質の向上や、推進員に最新の情報を提供するため、推進員養成講座を年3回行い、動物愛護センターの獣医師が感染症や平成17年の改正動物愛護管理法について話をしました。	
経 費 等	推進員1人につき、年間12,000円の活動費（交通費程度）	
成 果	動物愛護推進員間の活動内容報告、情報交換を行い、その後の活動に反映させることができました。	
留 意 点 (苦勞した点)	行政が介入せずに推進員の自主性を重視し、検討会を進める様に努めたいことです。	
今後の課題、 行政に望むこと等	欠席が多い推進員に参加を促すことです。	

熊本市資料

活動内容検討会（H16年度） 第10回検討会

S地区Aさん、T地区Bさん出席

S地区

現在、10匹くらいのねこがおり、Aさんが1人で餌を与え公園の清掃も行っている状態。協力してくれる人はいない。

Aさん自身はバザーをしたりして資金を集め不妊・去勢をしていきたいとの意向。

地域ねこへのきっかけは誰が作るのかという話になったが、やはりAさん自身が他の餌やり人に声をかけたり、ねこ嫌いの人や自治会に活動の目的や結果を報告することが重要。そのための協力を推進員が行っていく。

T地区

ねこの問題はBさんのところにはあまりあがってきていないが、ねこが入ったりしないようにペットボトルを置いている家が多い。近所では飼いねこによる被害が多い。少し離れた地区では野良ねこが多いという話も聞いたことがあるとのこと。

校区の広報誌があるので飼い主のモラル向上をまずうたえていきたい。

広報誌を通じ情報提供を行い、飼いねこに関する適正飼養を促すとともに地域ねこの考え方を広めていく。

地域住民とともに話合う場

第11回～16回検討会 ～アニマル・ハートフルについて～

- 松本レコード店長の打診から下通アーケードでのイベントを企画
- 警察の道路使用許可が下りなかったものの、松本レコード3階を使用させてもらい生体を見てもらっての譲渡会が実施できた（8頭譲渡／2回）
- 譲渡時の面接方法についてかなりの時間を割いて検討した結果、良い飼い主にもらわれる結果となった

第17回～21回検討会 ～ニャンニャンフォーラムについて～

- 当初は地域ねこ活動を行いたい、不妊・去勢を行いたいという思いが強かったが、地域で継続した活動になるためにはどう地域に接触していけばよいかわからなかった
- 住民との対話が必要
- それまでの候補にあがった3地区とも住民と話し合う場所を設けていなかった
- まずは1つの地区で話し合う場所を作ろう
- 最もねこの苦情が強かったK地区で行おう

第3回推進員養成講座報告 平成17年3月13日 出席者：11名

16年度動物愛護センター事業実績報告について

犬の鑑札および注射済票装着がしやすいように、Cさんから問屋に鑑札を入れやすい首輪を作れないかを提案してみますとのこと。

災害時における動物の救護活動

飼い主の日頃のシミュレーションが大事→災害時において飼い主がしなくてはいけないことのパンフレットを協議会で検討してつくってはどうか。

ニャンニャンフォーラム振り返り

意外と糞尿に関する問題が大きいと感じた。有効な糞尿対策を検討するべき。ねこのトイレ作りなどを行い、実験的に調査してみてもどうか。

(6) イベント開催

熊 本 市

活 動 事 例 (事 業 名)	アニマルハートフル（パネル展示他）	
目 的	個体識別についての広報、助言	
活 動 内 容	日 時 ・ 期 間	平成16年9月26日（日）他
	場 所	熊本市下通アーケード内
	参加推進員数	平均10名
	対 象 者 数	パネル展示は多数、譲渡は動物愛護センター約80名・町内イベント約100名
	活 動 内 容	
	平成16年度から愛護推進協議会主催で実施されているイベントです。個体識別についての広報、助言の為、アニマルハートフルイベント（次頁資料参照）の一環としてパネル展示、犬の譲渡会、野良ねこの不妊・去勢基金としての募金等を行いました。平成16年度は中心街で行いましたが、平成17年度は市内各地で実施しました。しかし譲渡は主にセンターで行い、計3回実施しました。推進員は希望者の面接を担当しました。希望者の適正飼養の度合いを推進員が点数化し、1頭の犬に複数の希望者がいる場合は点数が高い希望者に決定します。	
経 費 等	推進員1人につき、年間12,000円の活動費（交通費程度）	
成 果	イベントに訪れた方に広報、助言ができました。	
留 意 点 (苦勞した点)	パネル展示についてはパネルが見やすく、理解しやすい内容となるように努めました。	
今後の課題、 行政に望むこと等	マイクロチップ等の導入についての広報も今後は必要になると考えられます。	

熊本市資料

「アニマル・ハートフル2004 in オータム」 実施要領

1. 日時 平成16年9月26日（日） 午前10時～午後4時
2. 場所 下通りアーケード 松本レコード前
3. 主催 熊本市動物愛護推進協議会
4. 共催 熊本市動物愛護センター
5. 協力 下通新天街
6. 目的 愛護センターに収容されている犬が1頭でも多く生存の機会を得、幸せになれること、また、動物愛護に関するパネル展示を行うことにより、市民の間に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めてもらうことを目的とする。
7. 内容
 - ① 犬の譲渡会（受付時間：12時から13時）
 - ② 動物愛護に関するパネル展示、パンフレット配布
 - ③ チャリティーバザー、募金箱設置（野良猫の不妊・去勢基金として）
8. その他 チャリティーバザー及び募金による収益は、不幸なノラ猫が生まれることを防止するための不妊・去勢手術の基金として利用

面接時質問事項 （5段階評価） 50点満点

- ① 目的…何故犬を飼いたいと思うのですか？犬は飼い主のみを生き甲斐にして生きていく生き物ですから、経済的にだけでなく、かまってあげたり毎日散歩だったり、子供の様に時間と手がかかりますが、理解されていますか？
- ② 今までに犬を飼った事がある方…いつまでいたのか？何故いなくなったのか？（老衰で死んだ等）過去の飼育に関する反省点。
- ③ 家族構成…主に犬の世話をし、責任を持つ大人はいますか？お父さん？お母さん？（子供以外で）。小さい子供がいますか？家族全員の了解は得ていますか？
- ④ 住居…持ち家、借家、マンション、アパート等？ペットOKですか？
 （飼育場所）…屋内：屋内飼育の経験ありますか？トイレの躰はできますか？
 屋外：散歩以外は繋いで飼育？檻（サークルなど）に入れて飼育？
- ⑤ 環境と食事…犬の居る場所を常に清潔にできますか？
 清潔な場所を作り、食事・水の世話は誰がされますか？健康管理ができますか？
- ⑥ 仕事…1 毎日誰か家にいますか？（いない日にどの位に時間ワンちゃんだけの留守番になるのか）
 2 転勤はありませんか？もし転勤（引越し）になった場合一緒に連れていけますか？
- ⑦ 散歩…一日にどの位、散歩の時間を作れますか？糞を触れますか？糞を持ち帰りできますか？
- ⑧ 家族と犬が共存し合い、互いが幸せになる為には飼い主の正しい知識と理解が必要ですが、その為に書籍を読んだりしつけ教室に通ったりすることができますか？専門家に尋ねるなどの勉強ができますか？
- ⑨ 不妊・去勢手術ができますか？
- ⑩ 終生愛情を持って飼育できますか？

(7) 施策の実施状況の評価

東京都

活 動 事 例 (事 業 名)	東京都動物愛護推進総合基本計画の評価	
目 的	計画の達成状況、計画の効果を適正に把握するためです。	
活 動 内 容	日 時 ・ 期 間	平成17年 3 月30日実施、平成18年 2 月以降実施予定
	場 所	東京都庁
	参加推進員数	—
	対 象 者 数	—
	活 動 内 容	
	計画は、平成15年度から平成24年度までの期間に実施しますが、開始5年後に、東京都動物愛護推進協議会が評価と見直しを行うことになっています。 平成17年 3 月に、2 年目の中間報告として、施策の進捗状況を協議会に示し、意見を求めました。 改正法施行後に策定する新たな動物愛護管理推進計画についても、年に一回程度、協議会から意見を求める予定です。	
経 費 等	特にありません。	
成 果	推進員の委嘱について協議するだけでなく、基本計画について意見を交換することにより、都の施策全体の中での推進員の位置づけや、新たな役割などのアイデアが生まれることが期待されます。	
留 意 点 (苦労した点)	特にありません。	
今後の課題、 行政に望むこと等	平成18年 2 月頃より、動物愛護管理審議会による計画の見直し作業を本格的に開始する予定です。	

動物愛護推進員などの活動事例集

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2

電話：03-3581-3351（代）

請負者：社団法人 日本愛玩動物協会

〒160-0016 東京都新宿区信濃町 8-1

電話：03-3355-7855

FAX：03-3355-7880

発行：2006年 5 月

〔検討委員会委員（50音順）〕

座 長 西 村 尚 一（社団法人日本愛玩動物協会理事長、大阪府動物愛護推進協議会委員）

喜 多 加津乃（社団法人日本愛玩動物協会大阪府支部長、大阪府動物愛護推進協議会委員）

河 野 寛 昭（兵庫県動物愛護センター事業課長（獣医師））

佐 竹 浩 之（東京都福祉保健局健康安全室環境衛生課課長補佐（獣医師））

佐 藤 志 伸（社団法人東京都家庭動物愛護協会常任理事、さとう動物病院院長（獣医師））

前 野 洋 子（Dogシッター&しつけ教室、埼玉県動物愛護推進員）

山 崎 いく子（社団法人日本愛玩動物協会常任理事、東京都動物愛護推進員）

* 無断で本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

* 本書は「グリーン購入法」に係る環境物品調達基準に適合する再生紙を利用しています。



